

子ども・子育て会議（第23回）、  
子ども・子育て会議基準検討部会（第27回）合同会議  
議 事 次 第

日 時：平成27年3月19日（木）10:00～12:54

場 所：中央合同庁舎第4号館11階共用第1特別会議室

1. 開 会

2. 議 事

- (1) 子ども・子育て支援新制度の施行に向けた国の取組状況等について
- (2) 子ども・子育て支援事業計画の進捗状況の点検及び評価について
- (3) その他

3. 閉 会

○無藤会長 それでは、定刻になりましたので「第23回子ども・子育て会議、第27回子ども・子育て会議基準検討部会合同会議」を開始いたします。お忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。

本日の委員の御出欠につきまして、事務局より御報告をお願いいたします。

○長田参事官 おはようございます。委員の御出欠について御報告申し上げます。

今村委員、葛西委員におかれましては、本日、所用により御欠席でございます。

また、尾崎委員、鈴木委員、山口委員におかれましては、本日の所用により御欠席でございますが、それぞれ代理といたしまして高知県理事・東京事務所長の杉本様、NPO法人家庭的保育全国連絡協議会副理事長の水島様、日本子ども育成協議会会長の廣島様にそれぞれ代理で御出席をいただいております。

また、少しおくれておられるようでございますけれども、奥山委員、榊原委員が御出席予定と聞いております。

また、清原委員におかれましては、11時ごろの出席予定ということで伺っております。

以上でございます。本日、32名中27名の委員に御出席をいただき、定足数である過半数を満たしておりますことを御報告申し上げます。

以上でございます。

○無藤会長 ありがとうございます。

また、本日、会議終了間際のようにありますが、有村大臣にも御出席いただけるということでございますので、その折に一言御挨拶をいただけるということでございます。

なお、資料につきましては、議事次第に記載のとおり、資料1から参考資料までお配りしてございます。漏れなどがあれば、事務局にお申しつけください。

それでは、議事に入らせていただきます。

本日の予定ですけれども、まず、議題（1）～（3）の「子ども・子育て支援新制度の施行に向けた国の取組状況等」「子ども・子育て支援事業計画の進捗状況の点検及び評価」であります。一括して事務局からの説明を受け、その後に御議論をお願いしたいと存じます。

それでは、事務局から御説明をお願いいたします。

○長田参事官 それでは、まず、資料1「子ども・子育て支援新制度の施行に向けた国の取組状況等について」という資料につきまして、御説明をいたします。

御案内のとおり、新制度スタート、27年4月1日、もう目前に迫ったわけでございますけれども、そのタイミングで施行に向けた取り組み状況について、一度、昨年10月24日の会議でも御報告をさせていただいたものの直近の内容を整理させていただいたものでございます。

まず、資料の最後のほうに、12ページから14ページにかけてでございますけれども、この2年間子ども・子育て会議での御議論の状況について簡単にまとめさせていただいております。

最後のページにございますように、本日の会議を含めまして、親会、部会含めまして、計36回にわたる議論を重ねていただきました。感謝を申し上げたいと思います。

それでは、ちょっとお戻りをいただきまして、ちょっと1ページ、2ページ目のあたりは省略をさせていただきます、3ページ目のところでございます。

何と云っても、この制度を動かしていただくのは、自治体の皆様、事業者の皆様でございますので、そこへの周知・支援ということが大変重要なわけでございます。

この法律が制定以来、全国説明会、12回の回を重ねまして、年明け以降も2回開催をさせていただきます。

また、個々の都道府県で行われる市町村向けあるいは事業者向けの説明会についても、積極的に対応をして、関係団体からの依頼に応じた職員派遣などにも精力的に対応させていただきます。

また、特に、この間、力を入れてまいりましたのが、3つ目の各種FAQ、よくある質問の作成・公表ということでございます。

自治体向けの幾つかのバージョンがありますけれども、特に自治体向けのものにつきましては、7月の初版以来、ほぼ毎月版を重ねておりまして、今年度中にも、もう一度版を重ねたいと思っております。

それから、下から2つ目でございます。

「事業者向けパンフレット」ということで、取り急ぎ26年7月の段階で作成をいたしましたところでございますけれども、何分、制度設計の途中経過の中での内容ということでございましたので、その詳細の内容をしっかりと踏まえた改訂版というものを、来年度、なるべく早い段階で整理をしたいと思っております。

特に、私立幼稚園の皆様におかれましては、今後も新制度に移行する、しないという判断をお願いする必要がございますので、的確な情報提供に努めたいと思っております。

また、企業の人事担当者向けのセミナーなどの開催にも取り組んだところでございます。4ページでございます。

国民・利用者への周知の関係でございますけれども、主に、保護者を対象としたフォーラムを全国各地で9カ所開催をさせていただきました。

これは毎回、託児所を100人規模でつけておりましたけれども、託児については全て満杯になるというような状況でございます、期待した層の方が来ていただけたのかなと思っております。

それから、なかなかいまだ制度が十分に届いていないというお叱りも受けているところではございますけれども、最終的には、やはり、国民の皆様への周知というのは、自治体の皆様への対応によるところが大きいだらうと思っております。

そういったことで、なかなか急ピッチで進みました制度設計でございましたので、自治体の皆様にそれをお願いするというのも難しい側面というものがございましたけれども、そういったところに力を入れておきたいということで、新制度の普及・啓発を行う関係者

向けの説明会ということで、いわゆる地域で勉強会なり、説明会を開催していただくために、自治体の職員の方でありますとか、子育て支援のNPOの方に理解を深めていただく。そうした研修会を昨年の秋に全国3カ所で実施をいたしました。

非常に大変好評でございまして、ただ、なかなか時間等の制約の関係から、今年度3カ所しかできませんでした。来年度は少し内容もバージョンアップをした形で全国8カ所で開催をしたいと考えております。

さらに、その下、地域における参加型勉強会の開催ということで、実は、この子ども・子育て会議の委員の何人かの方にも御協力をいただいて実施をしたものでございますけれども、単に制度を知るだけではなくて、その制度を知った上で、地域の関係者が一緒にその子育て支援のまちづくりであるとか、計画のあり方を考えていただく、そういったようなムーブメントを、まず、つくっていくということが大事であろうということで、参加型のワークショップなどの形式も組み合わせた勉強会というものをモデル的に開催いたしました。

その成果は来年度は横展開をしていきたいとそのように考えてございます。

続きまして、5ページでございますけれども、親しみやすく、この制度というものにアプローチをしていただくという観点から、シンボルマークというものをつくらせていただいております。

そういったこととのセットだと思いますけれども、一番最後でございますけれども、育児雑誌が主催されておりますペアレンティングアワードというような賞などもおかげさまでいただいたところでございます。

それから、少し戻りますけれども、一般利用者向けのパンフレットとして「なるほどBOOK」というものをつくらせていただいておりますけれども、作成後に5カ国語の翻訳版というものも作成をさせていただきました。

こちらにつきましても、事業者向けと同様、制度の完成期に合わせた形で、さらに充実を来年度に図っていきたいと思っております。

それから、6ページでございますけれども、2つ目のところで、雑誌広告等の関係につきましても、主にはその主たる利用者をターゲットとした妊婦さんとか育児雑誌、そういったところのタイアップ広告などに取り組みましたほか、今後、そういったことを結婚なり、子育てを考えていく世代へのアプローチも必要だということをたしかこの会議でも委員の方から御指摘をいただいたところでございますけれども、この年度末にそういった一般誌・女性誌への広告なども掲載をさせていただいているところでございます。

また、何と言っても、今、若い世代はインターネットとかスマートフォンでの情報を得るというような時代でございますので、ホームページでありますとか、SNSを活用した情報発信ということにも力を入れているというところでございます。

続きまして、8ページ以下が政省令等の関係でございます。

おおむね政省令、多数ございましたけれども、ほぼ公布ができたというような状況にな

っております。

9ページ、残されたものといまして「(2) 今後、公布予定の政令・府省令・告示」とございますけれども、もう内容的には、事実上、固めたものを自治体関係者の方には御提示をさせていただいておりますけれども、法令上は、利用者負担の上限額等につきましては、支援法の施行令等において規定をする必要がございます。

これが大体公布の時期としては年度末になりますのと、前回、御議論いただきましたいわゆる公定価格の関係、これも法形式上は内閣府総理大臣告示という形で、最終的には官報にも掲載をするという手続が必要でございますので、これが中身は変わるものでございませぬけれども、年度末に公布をさせていただくということでございます。

続きまして、10ページでございます。

若干、これまで御説明をした内容と少し毛色が違うものになりますけれども「新制度施行に向けた個別課題への取組」ということで、幾つか挙げさせていただいております。

1つ目が、主に運営基準の議論から発生をいたしまして、当会議でも事故の予防・再発防止にしっかり取り組む必要があるという御議論をいただきました。

それを受ける形で、別途の検討会というものを開催し、昨年9月から検討を重ねていただいております。

昨年の11月に主に重大事故が起こった場合の報告の仕組みであるとか、公表の取り扱いなどについて、中間的に取りまとめをいただきまして、それを受ける形で、その報告制度についての通知を发出させていただいております。

今後、まだこの事故の問題につきましては、ここに例示で1つ重大事故の事後的な検証とございますけれども、現場からいただいた報告をもとに、どういった検証をしていくのか、またその検証をどう生かして、発生予防のガイドライン的なものというものをつくれるか。あるいは不幸にして事故が起こったときに、どういった形で対応していくのかといったマニュアル。さらには、行政による指導・監督のあり方、こういったところが残された論点として整理をいただいておりますので、その議論を今後は深めるべく、つい先日、3月6日だったかと思っておりますけれども、この検討会での議論を再開させていただいているところでございます。

非常に重要な内容でございますので、拙速を避ける必要があるとは思いますが、一応の目途といたしましては、本年の秋ぐらいということでの目途の議論ということをお願いしているところでございます。

それから、2つ目が「保育士確保」の関係でございますけれども、たしか、前々回の子ども・子育て会議の場だったと思っておりますけれども、平成27年度予算案と同時に、保育士確保プランというものを策定させていただいております。

さらに、かなり保育士の確保が厳しいということで、有効求人倍率も相当程度の水準になっているということで、3月の「保育士就職促進対策集中取組月間」と位置づけて、厚生労働省のほうで取り組みをされております。

これは、別途資料を用意しておりますので、後ほど保育課長からもう少し御説明をさせていただきます。

また、次の「居宅訪問型保育における休憩時間の取扱い」ということで、これも前々から子ども・子育て会議で論点として提起をいただいていた点につきまして、なかなか関係部署が異なるということもございまして、早期の方針提示がなかなかできなかったところがございますけれども、この点につきましても、休憩時間の労働基準法上の休憩時間の自由利用の適用除外とするという形で、関係部局におきまして、所用の手続をとっていただいているということがございます。これも後ほど、補足の説明をさせていただきます。

それから、この10ページで項目としては最後になりますけれども「放課後児童クラブ」の関係につきましても、既にこの放課後児童クラブの新制度に基づく、いわゆる基準につきましては、厚労省の審議会を経て、子ども・子育て会議でも御議論いただいたところがございますけれども、直接的な省令基準以外のところで、運営基準的、運営指針的なものが必要であるということで、これも別途の検討の場を設けて運営指針の議論をいただいたところがございます、その案というものがおおむねまとまりまして、パブリックコメントも終了したというところがございます。

これにつきまして、後ほど、育成環境課長のほうから、もう少し詳しく目に御説明を申し上げたいと思っております。

この資料といたしましては最後になりますけれども、11ページでございます。

この新制度のスタートに合わせる形でこの4月から内閣府に「子ども・子育て本部」という組織が発足をすることになります。

主な業務といたしましては、ここがございますように、少子化対策、全体の企画立案・総合調整という機能。そして、子ども・子育て支援法に基づく関係予算は、全て内閣府が預からせていただくということになっておりますので、支援法に基づく給付事業の関係、さらに共管という形になりますけれども、認定こども園法に基づく事務ということの内閣府を中心に対応をさせていただくということになっております。

なお、この本部は、定員ベースといたしましては、45人規模の組織ということで予定しております。

また、引き続き、その厚生労働省、文部科学省に残るという業務もございますけれども、これらの業務は密接不可分でございます。

現状におきましても、きょう、大体出席をさせていただいている文科、厚労の職員は内閣府の併任がかかっておりますけれども、内閣府子ども・子育て本部の規模自体は大きくなりますけれども、引き続き、文科、厚労を含めた必要な関係職員につきましては併任という形での体制ということで考えているところでございます。

私からの説明としては以上でございます。

○朝川保育課長 保育課長です。

それでは、参考資料1をご覧くださいと思います。

今、ちょうど参事官からも触れていただきましたが、まず、2ページ目、3ページ目をご覧いただきますと、これは保育士の有効求人倍率、2ページ目が全国で、3ページ目が東京都の状況でございます。折れ線グラフを見ていただくと、年々この有効求人倍率が高くなってきている状況が見てとれると思います。

東京都は、昨年末で5.37というかなり高い有効求人倍率です。

棒グラフの青いところを見ていただくと、これは有効求職者数、要するに勤める人ですが、こちらのほうはそんなに変動がないわけですが、一方で、その赤い棒グラフの求人数のほうが高くなってきているという状況です。

1枚目でございますが、これも待機児童対策ということで、大きく保育の受け皿拡大を例年になく図ってきておまして、2段落目、4行目のところですが、平成26年度は12万人分という受け皿拡大をしている、そういう影響が出ております。

4月の保育士確保が例年になく厳しいというお話を各方面からいただいております、3月を私ども厚生労働省は、雇用の部門、ハローワークを所管している部門もありますので、省全体として、保育士就職促進対策集中取組月間と位置づけて取り組みをしております。

やっております内容は、4月に向けた3月でございますので、現実に働いていただける人を必要としているところに結びつけるということで、大きく分けて2つ、下のところ、左の下でございますが、まずは既に保育士資格を持っていらっしゃる方で、今、働いていらっしゃらない方の掘り起こしの強化をするということで、例えば、下から3つ目にあります保育所のOG、OBへの働きかけをすとか、リーフレットで呼びかけをすとか、そういうことをやっております。

右下でございますが、そうやって掘り起こされた方々をハローワークなり、保育士保育所支援センターに登録いただいて、そこで個別のマッチング強化をするという取り組みをしてございます。

この子ども・子育て会議に参加されている委員の先生方も、ぜひお近くに保育士資格を持っていらっしゃる方で、働いていらっしゃらない方がいれば、ぜひお声がけをいただいて、ハローワークなり、保育士保育所支援センターに御登録いただけるよう、周知をお願いできればと思います。これが1つです。

もう一つは、参考資料2でございます。

これも先ほど長田参事官から触れていただきましたけれども、新しく始まります居宅訪問型保育事業に関して、労働基準法上かかります休憩に関する規制の関係でございます。

1つ目のポツでございますが、労働基準法に基づいて、使用者は、3つのことをすることとされておまして、1つは労働者に休憩時間を与えなければならないということ。

2つ目は、休憩時間は一斉に与えなければいけないということ。

3つ目は、休憩時間を自由に利用させなければいけない。この3つが休憩について規制がかかっているところでございます。

大きい2つ目のポツのところの表を見ていただきますと、まず、1つ目の休憩時間の付与につきましては、かなり例外的に長距離の運転手さんなどについては、適用除外でございますが、それ以外は適用になっておりますので、この居宅訪問型についても、適用をするということでございます。

2つ目の丸。休憩時間の一斉付与につきましては、既に保健衛生業ということで、保育は適用除外の対象になってございますので、これは居宅訪問型保育についても同様であるということです。

今回、措置をいたしますのは、③のところでございますが、休憩時間を自由に利用させなければいけないというところでございます。

現行、適用除外になっておりますのは、この子ども分野でいきますと、乳児院であるとか、児童養護施設であるとか、そういったところが適用対象外になっておりますが、右側、居宅訪問型保育事業について、今回、児童の居宅で保育を行う家庭的保育者は、適用除外ということで、※印で、1人の児童を複数人で保育する場合、余りないかと思えますけれども、そういう場合は適用でございますけれども、それ以外の場合は適用除外にする。そういう省令改正をするということでございます。

この件につきましては、労働基準法に基づく法令の体系に関するものでございますので、3番のところ既に労働政策審議会労働条件分科会において、議論をしていただいて、諮問・答申を得てございます。3月2日でございます。

四角箱囲みのところでございますが、この要綱といいますのは、この適用除外にするということについては、おおむね妥当と考えるということ。

2番として、労働者代表委員から、休憩時間の規制というのは、労働者を労働時間の途中で完全に労働から解放させることによって、精神的・肉体的疲労を回復させることを目的に設けられているので、居宅訪問型における家庭的保育者に対する休憩時間の付与は適切に行われるよう必要な措置が講じられるべきであるという意見があったということでございます。

現在、4月1日施行に向けて、省令の公布に向けた準備をしているところでございます。

以上でございます。

○為石育成環境課長 済みません。育成環境課でございます。

私からの資料は参考資料3-1、3-2につきまして、御説明をさせていただきます。

私のほうからの報告書の内容について、御説明をした後、この運営指針案を検討していただいた委員会の座長を務めていただきました本委員会の柏女委員のほうから、その経過と補足事項をあわせて御発言いただきたいと思いますと思っております。

まず、3-1でございます。

「策定の必要性」のところでございますけれども、先ほど御紹介がありましたように、26年4月に運営に関する基準を策定いたしまして、全国的に一定の水準の確保に向けた取り組みを進めているところでございます。



この基準を考える以前の社会保障審議会の専門委員会での報告書の中にガイドラインの見直しが必要だという御指摘を受けておりました、それを踏まえた形で、今回、この運営指針（案）を策定させていただいております。

27年4月から基準を踏まえまして、各市町村において策定された条例に基づいて、運営の多様性を踏まえつつ、児童クラブにおいて、子どもに保障すべき生活環境や、運営内容の水準を明確化して、事業の安定的及び継続性を確保していくということが必要になってきております。

この策定の見直しの視点でございますが、下のほうに①②③がございます。

まず、1点目が「全国的な標準仕様」であるということでございます。

2点目のところで、放課後児童クラブが果たすべき役割を再確認して、その内容を整理するというようにしております。

3つ目として、異なる専門性を有して従事している放課後児童支援員等が子どもとどのような視点でかかわることが求められるか、それを共通認識にしていくということがございます。

この3つを視점에置いております。

1枚めくっていただきます。

2ページ目に運営指針の4つのポイント、主なところでございますけれども、①では、まず、子どもの健全な育成と遊び及び生活の支援を育成支援と定義しております。

その育成支援の内容につきまして、総則に規定をしております。

2つ目、児童期の発達の特徴は3つの時期区分で整理するとともに、その中で配慮すべきことを第2章にまとめております。

3点目、育成支援の具体的な内容を子どもの立場に立った観点から記載するとともに、配慮を必要とする子どもだとか、障害のある子どもや特に配慮を必要とする子どもの対応について、第3章のほうに記載したと。

第4章で、運営主体の留意すべき事項として、子どもや保護者の人権への配慮だとか、個人情報守秘義務、それから放課後児童クラブの社会的責任の職場倫理等についてまとめたものを第7章にしております。

その下にございます枠が、この検討に当たりまして、委員となっていたりした方々の名前になっております。

特に柏女委員には座長を務めていただいたということがございます。

4ページから少し内容について御説明をさせていただきたいと思っております。

運営指針の主な内容の第1章のところでございますけれども、子どもの健全な育成と遊び及び生活の支援を育成支援と定義しております。その基本的な考え方といたしまして、子どもが安心して過ごせる生活の場としてふさわしい環境を整え、安全面に配慮しながら、子どもがみずから危険を回避できるようにしていくとともに、子どもの発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるように、自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生

活習慣の確立等により、子どもの健全な育成を図ると。これがまず1点目で、事業の目的を明確にしております。

2点目のところは、役割についてございまして、特に子どもの最善の利益を考慮すること。また、学校や地域のさまざまな社会資源等の連携を図ること。保護者と連携して育成支援を行うとともに、その家庭の子育てを支援する役割を担うということで、役割を整理しております。

第2章のところでは、事業の対象となる子どもの発達ですが、第1点目で子どもの発達の特徴や、発達過程を理解し、発達の個人差を踏まえて1人1人の心身の状態を把握しながら、育成支援を行う。2つ目の丸のところ発達の特徴を整理しております。

3つ目のところで、児童期の発達過程は個人差が大きい。目安としておおむね6歳～8歳、9歳～10歳、11歳～12歳の3つの時期に区分してその発達過程を踏まえて子ども1人1人の心身の状態を把握しながら、集団の中で子ども同士のかかわりを大切に育成支援を行うことが求められる。

第3章のところは、放課後児童クラブにおける育成支援の内容でございます。

1点目の丸のところは、放課後児童クラブは年齢や発達の状況を異なる多様な子どもたちが一緒に過ごす場である。それぞれの子どもの発達の特徴や子ども同士の関係を捉えながら、適切にかかわることが必要。

2つ目の丸のところ、主な内容なその下の点線枠の中に記載してございます。

5ページの頭でございますが、障害のある子どもの対応について、包容・参加（インクルージョン）の考え方に立ち、放課後児童クラブを利用する機会が確保されるよう適切な配慮、環境整備を行い、希望がある場合には、可能な限り受け入れに努めるとともに、放課後児童クラブの子どもたちとの生活を通じて、ともに成長できるように見通しを持って計画的な育成支援を行う。

2つ目のところが虐待でございます。

各自の判断だけで対応することは避け、関係機関と連携して、適切な対応を図らなければならない。

3点目のところで、子どもの家庭環境についても配慮し、支援が必要な状況を把握した場合、市町村や関係機関と連携して適切な支援につなげるように努める。

4つ目のところで、子どもの遊びや生活の様子を日常的に保護者に伝え、家庭と情報を共有し、育成支援を通じて、保護者との信頼関係を築くよう努める。

第4章のところでございますけれども、4章、5章、6章につきましては、基準に基づいた解説といたしますか、その指針になっております。かいつまんで申し上げますと、①点目のところですが、開所時間の前後に必要な時間を前提として設定されることが望まれると。

2点目が、子どもが相互に関係性を構築したり、1つの集団として、まとまりをもつとともに生活をしたり、放課後児童支援員等が個々の子どもと信頼関係を築いたりできる規

模としておおむね40人以下とする。

3つ目は、開所時間、開所日数のことでございます。

また、新1年生については、保護者との連続性を考慮して、4月1日より受け入れを可能にする必要がある。

4つ目のところで、これは運営主体でございますけれども、新1年生の環境変化に配慮して、過ごし方について、十分に保護者と情報交換をすることが求められる。

最後の丸でございますが、運営主体について意欲を持って支援員が就業できるように労働環境の整備に努める必要がある。

第5章のところで、学校及び地域との連携でございます。

1点目のところが、個人情報保護や秘密の保持について、あらかじめ取り決めをしていくなどしておく必要があると。

これにつきましては、学校との情報交換や情報共有、職員同士の交流等も必要だということ。

2つ目の丸のところで、新1年生の子どもの発達と生活の連続性を保障するために、保育所、幼稚園等と子どもの状況について、情報交換や情報共有を行うと。

最後になります。6ページでございます。

6ページの頭のところで、地域組織や子どもにかかわる関係機関等と情報交換や情報共有、相互交流を図るとともに、事故、犯罪、災害等から子どもを守るための地域住民と連携、協力しての子どもの安全を確保する取り組みを行う。

次の丸のところで、子どもの育成支援の環境及び水準が担保されるようにする。

第6章のところでございます。

これは施設及び設備、衛生管理及び安全対策ですが、ここで基準を踏まえて、まず1点目で機能を備えた専門家が必要であり、その面積は、子ども1人につきおおむね1.65㎡を確保。子どもが心地よく過ごせるように工夫すること。

2点目のところは生活に必要な備品だとか遊具だとか図書、日常の衛生管理に努め、医薬品を備える。

3点目の丸が、事故がケガの防止についてですが、環境の安全について、毎日点検することや、その防止に向けた対策として、マニュアルを作成することとか、放課後児童支援員との間で共有することを求めています。

4つ目のところで、おやつについてですが、食物アレルギー、事故、窒息事故等を防止するため、応急対応について学んでおくこと。

最後のところで、市町村との連携のもとに災害等の発生に備えて、具体的な計画、マニュアルの作成、定期的に訓練を行うなど、迅速に対応できるようにしておくこと。外部からの不審者の侵入防止の措置、訓練などの対応を図ること。

最後、第7章でございますけれども、職場倫理及び事業内容の向上でございます。

1点目は、運営主体、社会的信頼を得るとともに、放課後児童支援員等が職場倫理を自

覚して職務に当たるよう、組織的に取り組む必要がある。

2点目、支援員等は、仕事を進める上での倫理を自覚して、育成支援の内容の向上に努めなければならない。

3点目、要望や苦情に対して、迅速にかつ適切に誠意を持って対応し、職員間で共有しておくこと。

4つ目の丸でございます。放課後児童支援員等は、情報交換や情報共有を図り、事例検討を行うなど、相互に協力して自己研鑽に励み、意見交換を行うことにより、事業内容の向上をさせるように努めなければならない。

5点目の丸で、運営主体でございますけれども、職員が自発的、継続的に研修に参加できるように、研修計画を策定するなどに取り組んでいくことが求められる。

最後の丸で運営主体について、自己評価を行い、その結果を公表する。

評価の結果については、職員間で共有をするというような形でまとめております。

それでは、柏女委員、よろしく願いいたします。

○柏女委員 淑徳大学の柏女です。

今、事務局のほうから御報告のありました放課後児童クラブ運営指針の策定のための調査研究会に携わりました経験を踏まえて、少し補足をさせていただきたいと思っております。

昨年の秋に、厚生労働省からの委託事業ということで、研究会を設置いたしまして、私以下、11名の実務家、研究者、そして行政担当の方がメンバーとして入りまして、できたのが2月末でしたので、5カ月という短い期間で集中的に調査研究を行いました。

まず、これまでの文献等を総ざらいをしたり、あるいは自治体のガイドラインあるいは全国団体が既に運営指針などをつくっておりますので、それらを全て集めまして、そして全国でほぼ合意されている範囲の内容、ここをまずは基本として策定をしようということに策定をいたしました。

モデルとしたのは、保育所保育指針、これが約1万8,000字程度で7章立てとなっております。ほぼその形で進めていくのがいいのではないかとということで、それをモデルにいたしました。

さらに、児童養護施設運営指針もありましたので、それらをモデルとしつつ、これまで、今の放課後児童クラブガイドラインは、箇条書きの14項目で約2,400字ということですので、それよりはかなり詳しく1万7,000字程度で書いていこうということに、結果的には1万7,000字強という形になりました。

この内容については、今、お話があったとおりですけれども、意義は何かということで、研究会のほうで確認をしたのが大きく4点ございます。

1点は、この放課後児童クラブというのは、多様な人材によって運営をされることになります。そのときに、放課後児童支援員としてのアイデンティティーを共有化する素材が必要だろうということ。それが、この運営指針になることを願っているということです。

これが1点目です。

2点目は、放課後児童支援員の研修や補助員の研修がこれから創設されますけれども、その研修と連動させることによって、職員の資質向上に資するものになるということを願うと。これが2点目です。

それから3点目は、非常に全国的に多様な運営や支援メニューが行われておりますけれども、これをある程度放課後児童クラブの運営を平準化させていく、標準仕様を定めるといことが3点目の意義になるかと思えます。

4点目としては、やはり放課後児童クラブが、何をしているところなのか、何をすべきところなのかということ、社会に開いていく。社会に対する説明責任として、これをつくっていくことが必要ではないか。この辺は児童養護施設なども、運営指針などもその目的を1つとして策定をいたしました。

大きくこの4つぐらいが意義として考えられるかなと思えます。

今後、放課後児童支援員、補助員の現任研修や、あるいは資格認定研修が行われていく形になりますけれども、その際のテキストとして活用され、さらに保育所保育指針と同じように、この運営指針の解説書なども策定されていくことが望まれると思えますし、それを厚労省のほうには望みたいと思えます。

最後ですけれども、この放課後児童クラブ運営指針と並行して、障害を持った子どもたちの放課後生活を保障する放課後等デイサービス、これのガイドラインを障害福祉課において、検討が進められておまして、現在、それについてはパブコメ中ということです。

同時並行で進めることができましたので、先ほど、事務局のほうから説明がありました障害を持った子どもたちをどのようにしてこの放課後生活を保障していくのか、そこでは、放課後等デイサービスとそれから放課後児童クラブとの関係はどうなっていくのか、その辺について、お互いに意見交換、資料の交換等をしながら、同時並行で進めることができましたということはよかったなと思っております。

それについては、事務局、厚労省のほうに深く感謝を申し上げたいと思えます。

私からの補足は以上でございます。

よろしく願いいたします。

○為石育成環境課長 ありがとうございます。

以上でございます。

○長田参事官 済みません。ちょっと長くなって恐縮でございますが、以上が議題1の関係の報告内容でございます。

それから、次に、資料2という1枚紙がございます。

こちらにつきましては、本日の議題という形で少し委員の皆様方から御意見をいただきたいと思っている内容でございます。

「子ども・子育て支援事業計画の達成状況の点検及び評価について」ということで、前回または前々回に、かなり多くの私の認識では委員の方々からいよいよ新制度がスタートすると。今後は、その各地域でつくった計画の点検・評価というものをしっかりしていく

ということが非常に重要になるという、大変重要でかつごもっともな御指摘をいただいたところをごさいます、そのあたりについて、少し御議論いただければということで用意をしたものをごさいます。

もともと既に、一昨年7月にまとめていただいた基本指針の中に、その計画の点検・評価についての大きな視点みたいなことは盛り込みをさせていただいているところをごさいます。

これを受けて、今度は具体的に各市町村において、点検・評価をしていただくに当たってその内容の例、あるいは点検及び評価の方法について、簡単なものではごさいますけれども、書かせていただいております。

まず、点検・評価の内容の例をごさいます。

まずもって、今回の事業計画というものは、需要を見込んでいただいて、それに見合った確保方策をつくっていただくということでごさいますので、その確保方策というものがしっかりと計画どおり進んでいるのか、進んでいないとすれば、その理由の分析なり、どう対応していくのかということは、まずは基本中の基本になるのではないかと。

それから、2つ目といたしまして、仮に計画どおり確保方策というものが達成できたとしても、そもそもの確保方策の前提となるニーズ、量の見込みが例えば過少に評価されていて、実際にはより大きなニーズが出てきたということであれば、当然、それでは十分ではないということになりますので、その量の見込みと実際のニーズが乖離のありやなしやということをしっかり見定めていただき、乖離がある場合に、どう対応すべきかといったようなことを考えていただくということが必要ではないかと思ひます。

それから、新制度におきましては、量の拡充と同時に、質の向上もしっかり取り組んでいくということでごさいます、その質の向上というものをどういった形で加速をしていくのかと。指標例としまして、質の向上項目、例えば、3歳児の配置基準の改善というものが盛り込まれておりますけれども、それがどの程度実施をされているのかといったようなことを例えばフォローしていくということも必要なのではないかとごさいます。

それから、計画を実施するために必要な財源というものは、どういった形で確保されているのか、あるいはどういった形で使われているのかといったようなこと。

それから、基本指針の中での書いていただいておりますけれども、個別事業の進捗状況だけではなくて、計画全体の成果、すなわちアウトカムについてついても、点検評価をすることが重要だということでごさいます。

幾つか自治体の事業計画を拝見させていただきますと、例えばなのですけれども、継続的に住民の方へのそのアンケート調査などを実施して、子育て支援に対する住民の満足度みたいなものを図っていくような、そういったようなことを検討されている自治体もあるというようなことをごさいます。

3つ目の丸のところ「点検及び評価の方法」ということをごさいます。

この間、相当程度、ほとんどのところで「地方版子ども・子育て会議」というものをつくっていただいて、事業計画の御議論をいただいたと承知をしておりますけれども、もともと地方版会議の設置を求めた際も、単に計画をつくったら終わりということではなくて、点検・評価をして、しっかりPDCAサイクルを回していただくということが役割、位置づけというものが重要であるということを申し上げさせていただいているところでございます。

当然ながら、この地方版会議での活用というものを、まずは第一義的には考えられるのではないかと思います。そういったことの一応議論の参考となるということを期待いたしまして、各地域で行われている会議では、かなり活発に御議論が行われているような事例も幾つかございます。そういったことの事例を少し調査させていただいて、全国的に共有をすると、そういったような取り組みも予定をしているところでございます。

また、その他といたしまして、さはさりながら、地方版会議というものは、限られた委員の中での議論ということにもなりますので、適宜、利用者、事業者に対するヒアリングなり、アンケート調査、そういったことも含めて点検・評価をしていただくということもあるのではないかと考えております。

いずれにいたしましても、本日の御意見なども参考にさせていただきながら、最終的には各自治体の御判断ということになるにはなりますけれども、今後の点検・評価のあり方などにつきまして、自治体に何らかの形のものをお示ししたいと考えている次第でございます。

以上でございます。

○無藤会長 ありがとうございます。

幾つか御報告をいただきましたし、最後の点は特に御意見を頂戴したいと思っておりますので、これまでのところでの御説明等につきましてのまた御意見・御質問を頂戴したいと思います。

きょうは恐縮ですが、渡邊委員、吉田委員の側からそちら側から回っていきますので、では、そちら側からでまず。

ではどなた。吉田委員ですか。

○吉田委員 吉田です。ありがとうございます。

この2年間、利用者代表として発言をさせていただきましたが、制度の構築の上で必要な部分については、一生懸命発言をさせていただいたところです。

まず、内容について、参考資料1の保育士就職促進対策集中取組月間ということで、厚労省のほうから御説明がありましたが、やはり都市部における求人の多さというのは目に余るところです。もちろんそれに対する対策は講じなければいけないというところはあるかと思いますが、ただ、やはり、地方に行くと、保育士の人材の確保のお話を聞くと、やはり地方でも足りないという声は切実な状況として聞くことができました。

そうした観点からも、やはり、潜在保育士をどれだけ掘り起こせるかどうかというのが鍵かなと。もちろん、新卒でという場合もあると思っておりますが、新卒だとどうしても都市部

に吸い寄せられてしまう可能性がありますので、現在、保育士を持っていながら、実際に勤めていない方々に対して、どうアプローチできるか、その1つとして、やはり賃金等々のやはり安定収入の確保というのが大事かなと思います。

あと、この2年間務めてまいりまして、特に自分の立場としてひとり親の立場だとか、あとはそれほど収入が高くない中で、やはり一当事者として、どう考えていくかということを中心と考えてきたわけですが、今回の制度の中で、一応その文言自体は盛り込むことができたかなと考えております。

4月から新制度が始まりますが、実際、動いてからどう進んでいくかということをやはり考えていかなければいけないなと思っております。

これまで、国としても、子ども・子育て施策というのは講じてきたと思いますが、やはり、対処療法的な形になってきてしまったのかなと思っております。

政策も、そういう意味では省庁縦割りで別々にやってきたというところもあると思いますし、ただ、新制度が始まるということで、これは根本治療になっていくということになっていけばいいと思いますし、やはりそれが一番のこの新制度が始まる意義だと思いますので、省庁で、今後も連携しながら進んでいただければなと思っております。

私自身は、そういった意味では、素人的発言が多かったと思いますが、やはりそういう中で、不愉快な発言もあったかと思えます。そこら辺は御了承いただければと思います。

あと、今回、周知というところで、取り組みの状況のところ、長田参事官からもお話があったと思いますが、4ページですね。一番下の「地域における参加型勉強会の開催」ということで、今回、21カ所開催されたという話でしたが、そのうち、私がかかわらせていただいたのが6カ所ほどありました。全て打ち合わせからその当日を含めていろいろとお手伝いをさせていただいたのですけれども、その請け負ってくださったNPOや企業はすごく問題意識を持っているところが多くて、やはりこの新制度に対しての期待を感じるということもありましたし、実際、勉強会を開催するに当たって参加してくださった方々の声を聞いてみると、これまで国の中では説明会ということで、縦割りの説明会が一生懸命行われてきたところですが、ある意味横串を刺すような勉強会に、いろいろな立場の人たちが参加する中で、開催して、お互いを理解し、お互いが何を考えるかとかをわかっていく中で、この新制度をどう前に進めていけばいいのかということを考えるきっかけになったかなと思いますので、そういった意味では、引き続きこのような勉強会が行われることを強く望みます。ただ、やはり国のお金で全ての市町村を回るというのは不可能ですので、市町村単位でこのような勉強会を積極的に行っていただき、もっと主体的に市民レベルでその行政の施策にかかわっていくということがやはり必要になってくるということ、自分自身担当させていただく中で非常に肌身に感じたところです。

やはり、この新制度が都市部の待機児童対策というところが大きなテーマではありますが、特に地方にとっても、この新制度が実施されることが、地域の活性化、地方の活性化という部分にもつながっていくと思いますし、そういった観点からは、今、内閣府で動い



ております、まち・ひと・しごと創生本部の動向と絡めてしっかりと連携して動いていくことが大事ではないかと思っております。

2年間ありがとうございました。

以上になります。

○無藤会長 ありがとうございます。

では、吉原委員。

○吉原委員 東京聖勞院の吉原です。

放課後児童クラブの運営指針についてですけれども、御報告がありました平成19年の放課後児童クラブのガイドラインに比較しますと、施設の実情に沿って大幅に内容が改定されたり、強化されているという印象を強く持ちます。

具体的に質の向上を目指した内容のものとなっていると思います。

特に、放課後児童クラブの重要な事業としての位置づけであるとか、児童の発達育成支援ということが整理・明確化されていますから、これはとりも直さず、従事職員の自覚意識向上を促すものでもあると考えるところです。

今後、これからは国が指針を踏まえた自治体の取り組みの推進であるとか、運営の充実を一層御支援していただきたいと考えます。

以上です。

○無藤会長 ありがとうございました。

次は、宮下委員、お願いします。

○宮下委員 宮下です。

まず、資料1の10ページに先ほど説明がありました新制度に向けて、個別課題への取り組みの中で、保育士確保の説明がございましたけれども、保育士と同様に幼稚園の教諭やあるいは保育教諭の確保が非常に大きな問題となっております。

そこで、保育士に限定するのではなく、子どもたちの保育、教育にかかわる人材の育成、確保も必要だと考えます。

そのための方策も今後、検討して行ってほしいと思っています。

2つ目としては、資料2に子ども・子育て支援事業計画の達成状況の点検及び評価というところでございますけれども、このことにつきましては、私も何回も今までお話をしてまいりましたが、とても重要なことであり、市町村の責任として、しっかりと実施、公表することが望まれます。

そのために、ぜひ地方版子ども・子育て会議を活用し、点検・評価するよう国からも指導していただけるとありがたいと思っています。

また、点検・評価の内容（例）の中の、質の向上の進捗状況は何をもって質の向上とするのか、あるいは具体的な指標をはっきり示していくことがとても大事なことでないかなと思っています。

また、計画全体の成果として、住民の満足度だけでなく、子どもの育ちを評価する

といった視点も必要ではないかと考えます。この場合、乳幼児期の発達の特性を十分に踏まえた上での評価であるべきだと考えています。

2年間ありがとうございました。

以上です。

○無藤会長 ありがとうございました。

それでは、北條委員、お願いします。

○北條委員 全日本私立幼稚園連合会を代表して参画させていただいてまいりました。

たまたまきょう、私の園では、監査法人の監査をやっていますので、終わったら急いで帰らなければいけないのですが、このところの課題の中では、なくなってしまったのですが、巨額の公費を投入するにもかかわらず、監査法人の要するに外部の専門家の監査を受けなくてもいいというような仕組みはそもそもあり得ない、大変おかしいと思います。

公費が少額であるならば、それは監査免除ということもあってよろしいと思います。小規模な事業の全てにそれをかぶせるというのは酷であると。それはよくわかります。

しかし、小規模といえども、それを十幾つも束ねておられれば、当然、相当の額の公費になるわけですから、そういった事業に対しては、しっかりと公認会計士、監査法人の監査を、今後、義務づけるということを早急に考えていただきたいと思います。

資料1でありますけれども、2ページのところに公定価格、FAQ作成あるいは27年度における公定価格単価表、去る2月5日のことであろうと思いますが提示したということでございます。

その折、問題にいたしましたのは、公立の特定教育保育施設について、公定価格を都道府県、市町村が定めることができるという、そういうものをセットにして、公定価格表と示されたわけでございます。

そこで、前回、申し上げましたとおり、そういう法律第27条の規定、その趣旨に反するような告示行為を行うということは、私は間違っていると思います。専門家がおられるわけですから、法律違反にはならないようにいろいろ工夫はなさるのでしょうけれども、普通の人間から見て、あり得ないようなことを平気でやるということは、あってはならないと思います。

このたび、示されました3月6日の通知で、公立施設についての公定価格について、このように書かれております。

「内閣総理大臣が定める基準として、公立施設に係る公定価格については、平成27年2月5日の子ども・子育て会議において、施設の設置主体である市町村が国の公定価格の基準や地域の実情等を踏まえる額とされたところ。」私は、あの規定を撤回することを求めたわけであります。こういう通知が出ているということは、撤回しないということの意味するのだと思いますので、したがって、この予定される総理大臣告示というものには賛成できません。当然、公定価格についても賛成できないということを申し上げなければなりません。

それと、2月5日の折にも申し上げたところでありますけれども、重要な改善すべき点が多々ある。それを放置したまま27年4月に新制度に移行するということには、反対であるということを申し上げたところであります。

本日、今後の課題というようなことも触れられておりますが、私が指摘しました課題については、一切触れられておりません。

したがって、今後の改善については期待するところでありますけれども、このままでいくなれば、子どもにとって幸せな状況をつくり出すような制度ではないと言わなければなりません。

したがって、この4月、新制度への移行についても反対をいたします。

この子ども・子育て支援法、また認定こども園法の改正法ですね。この二法は、4月以降は法律になってしまいますので、まさに悪法といえども法ということになってしまいます。まことに残念なことであって、私自身、全国の私立幼稚園の仲間に対して大変申しわけない結果になったと思っております。

次に、この資料1の11ページであります。「子ども・子育て本部を中心とした体制について」ということですが、民間保育所に関する委託費の業務はどこでやるのかが、これではわかりませんが、どうも厚生労働省の保育所に係る業務となるようであります。

そうであるとするならば、それはおかしいのではないですか。民間保育所は、新制度に移行したと御説明になっているわけですから、であるならば、これは内閣府で当然やるべきものだと思います。

なお、この委託費というのは、施設型給付ではないのですよね。施設型給付でもないし、個人給付でもない。したがって、これは新制度では私はないと思いますよ。だけれども、新制度だと言っているのですから、であるならば、内閣府でやっていただかなければおかしいでしょう。そういうことあります。

それから、資料2であります。

点検及び評価の内容で、ぜひ加えていただきたいのは、公定価格、利用者負担額、施設型給付費について評価・検討という項目を、これはぜひ加えていただきたいと思います。

これは、少なくとも現在まで多くの自治体で例外的に子ども・子育て会議で審議されたケースはありますけれども、大多数の子ども・子育て会議では一切触れられておりません。

どうしてですかと伺いますと、国からそういうことをやれと言われていないということでもあります。

公定価格、利用者負担額、施設型給付費というのは、事業計画の中心をなすテーマなはずでございますから、それが今後の評価の内容に加えていただくというのは、極めて大事なことだと思います。

そのすぐ下の①のところにありますように、今後、継続的に点検・評価・見直しを行っていただいて、少しでもいいものに変えていただきたいと思いますと心から願うところでございます。

先走って恐縮でありますけれども、委員提出意見で、3ページに榊原委員が御提出の(1)、このことが大事だと思います。どうかしっかりと対応していただきたいと思います。

参考資料3-1であります。

放課後児童クラブの運営指針の件でございますが、大変形式的なことで恐縮でありますけれども、この運営指針は、この資料2つを見ましても、誰が定めたのかがわからない形式になっております。

恐らく、厚生労働省の名において運営指針が定められるのだらうと思いますが、これを見ますと、2ページのところに、放課後児童クラブ運営指針の策定に当たっては、国の調査委託事業の中で、見直しに関する委員会及びワーキンググループを設置して検討を行ったということでありまして、主体が誰だか、これではわからない記述になっております。一体誰が委員会やワーキンググループを設置したのかがこれではわかりません。

ついでに伺いますが、そのすぐ下に委員会のメンバー構成がありますが、事務局が何でこれみずほ情報総研なのでしょうか。これは相当の公費を用いていることだと思いますので、厚生労働省が事務局を担当するのが普通だと思いますが、なぜこういうことになっているのかということをお教えいただきたいと思います。

以上でございます。

2年間、お騒がせいたしましたことをさぞかし不愉快な思いをされたと思いますが、お許しをいただきまして、発言を終わらせていただきます。

○無藤会長 ありがとうございます。

御質問もありましたので、後ほど、事務局のほうからコメントしていただきたいと思っております。

では古渡委員、お願いします。

○古渡委員 全国認定こども園協会副代表理事の古渡です。

まず、最初に、この2年間、皆様本当にいろいろと御指導ありがとうございました。

本当にこの2年間、認定こども園にとっては、すごく大事な2年間だったなと思っております。

さて、きょうの議題であります資料2について、まず、お話ししたいと思います。

一応、協会としましては、3つの要望と2つの実務という観点でお話しさせていただきますと思います。

今回のこの達成状況の点検及び評価という観点でいきますと、地方分権という大きな流れは理解できるのですが、各自治体における温度差はかなり大きかったのではないかと考えています。子どもは国の宝である以上、子ども関係において、やはり格差が開かないような対応が必要ではないかと思っております。

そういう観点は、事務局のほうから好事例というお話がありましたが、やはり、好事例の中に、やはりきちんとガイドライン的な発想が必要なのではないのかなと考えております。

そういう意味では、新制度や事業計画の意義や目的もそうなのですけれども、あと本当にいろいろな役割等のガイドラインと好事例がミックスしたようなそういうようなものが必要なのではないかなと思っております。それが1点目です。

2点目は、評価という観点で考えますと、今回、この2年間をかけて新幼保連携型認定こども園等々におけるいろいろな論議がされました。その中で、やはり5年後の見直しに向けた認定こども園の評価案に関するテーマを、今後、しっかり検討していただきたいなと考えております。

そういう意味では、ぜひ第三者評価とかいろいろありますが、ぜひ認定こども園における評価は就学前施設だと思えますけれども、ぜひ評価に関する機関の確立等々ができればいいのではないかなと思っております。

3番目に、実は、今、各都道府県におきまして、新幼保連携型認定こども園の認可みなし及び移行特例に伴う手続の真っ最中だと思えます。

担当部署、課においては、大変御苦勞をされていると思うのですが、新幼保連携認定こども園は、その機能によって、地域の活性化や少子化対策をけん引できる施設です。

そういう意味では、都道府県における認可等における基準において、やはり一体的、または教育・保育の連続性、そして子育て支援等の確立ができる施設の認可という、認可に対する配慮ということはぜひ必要なのではないかなと考えております。

あと2週間でスタートがかかるのですが、実際、いろいろお話を聞きますと、かなりばらつきも出始めているように聞いております。

そういう意味では、国並びに県知事会の皆様にもぜひ各都道府県の未来に向けた認可であるという大前提の中で、ぜひ御認識いただきたいと考えております。

あとここからは事務的なことなのですが、認定こども園、先ほど北條先生の意見の中にも若干ありましたけれども、認定こども園とか法定代理事業と先ほどの保育所の委託の違いについての確認項目をしっかりしていただきたいなと思っております。

法定代理事業となる新制度給付を受ける園と従来の委託費を受ける園における会計監査はもちろんそうなのですが、運営においても、監査も異なると思うのです。

そういう意味では、そこをきちんと事務的に平等下の中でお願いしたいなと思っております。

あともう一つは、これは、多分、今後、都道府県の監査の問題にひっかかってくる問題だと思うのですが、特に幼保連携型認定こども園におきましては、学校法人、社会福祉法人、あと公立等々いろいろありますが、そういう中で、現行法の運営監査とか、私学助成における監査の違いがかなり出ていた中での、多分、監査になると思っております。

そういう意味では、もっとも私学の独自性という観点があったりとか、あともともとの保育所の運営監査の大事なポイントとかたくさんあると思いますが、そういう観点におきましても、ぜひ子ども・子育て本部におきまして、幼稚園でもない、保育所でもない、また学校法人でもない、社会福祉法人でもない、そういう中での監査項目という明確な方向

性をぜひ示していただきたいと思っております。

最後に、本当にこの2年間どうもありがとうございました。

以上です。

○無藤会長 ありがとうございました。

それでは、溜川委員。

○溜川委員 事業計画の作成状況、点検・評価ということについて、御報告いただいた事柄と関連いたしまして、1つの確認及び意見を申し上げたいと思います。

まず、1つの確認は、質向上の進捗の状況ということが評価の中にありました。これはもう当然のことだと思いますが、その質向上がどのように財政的に担保されるかというところでございます。それは、今回、関係者の大変な御努力によりまして、質改善項目についても、いわゆる公定価格の中で、加算費という形であられることになりました。厚く御礼を申し上げます。

しかしながら、若干の不安が残りますので確認をさせていただきます。

これは御努力とともに、具体的に申し上げれば、御説明にもあったと思いますが、私立幼稚園の新制度への移行想定数が当初の想定数よりも下回ったということにより、いわゆる分けられるパイが少なくなったことによって、財源的な1つのふくらみを確保できたというところも事実としてあったと思います。

そうなりますと、28年度以降、この27年度の状況を見ながら、私立幼稚園が移行を進めたときに、3%しか消費税はアップはまだ実現されていないわけでもございまして、この限られた財源の中で、加算項目まで含められた御努力は、一体継続できるのだろうか不安として残っております。

したがって、公定価格の基本的な部分については、従来の運営費等の遂行を見ていると、恐らく社会全体の情勢を反映する人事院勧告に伴う変動に移るのかなと思われませんが、加算項目については、どうなっていくのかが不安として残ります。その点について、これが確保されるという前提で、事業者は当然ながら考えておりまして、それについての今後の取り組みについての考え方を確認させていただければというのが1点目です。

それから、2点目がございまして、制度運用のこの点検・評価の視点ということについて2つばかり申し上げます。1つは、当然、利用者の視点に立っているかという点であろうかと思えます。これは制度運用における面でございます。私個人的には旧の幼保連携型を営んでおりましたが、設置者が入園決定をできるというものがございましたので、大変即応性がございました。

利用者の求めに応じて、即決できましたし、兄弟姉妹を別々の施設に配置するというようなことは、もちろんしません。あるいは、地縁性といったものを非常に大事にするといったことを反映できた意味で、とてもいい制度でございました。

これが、市町村の利用調整ということに係ることになりまして、設置者の入園決定権はなくなったわけでございます。

この点については、とても残念でございまして、その直接契約という中で、その点を今後の課題にさせていただきたいと思っております。

即応性はとても大事であります。今、保育を必要としている人に、保育を提供できるといったことは、やはり生かさなければなりません。役所の1つの審議を経ないと決定ができないというものによって、それが遅れるということが事実発生しておりますので、ぜひその点を課題させていただきたいということがございます。

2点目でございますが、今回の新制度において、事務的な煩雑さといったものは、かなり解消していただいたと評価しております。ありがとうございました。

特に、我々が求めてきたのは、会計の取り扱いの複雑さでございまして、この点にとって、きれいさっぱりという感じが新制度においてはしております。大変感謝申し上げます。

ここで申し上げますが、実は事業運営者にとって、事務的な煩雑性というのは、いつもこれは背負わされる問題でございまして、これを今後の評価・点検におきましても、いたずらな煩雑性、複雑性が増さないように、このところのチェックをぜひお願いしたいなと思っております。

例えば、処遇改善策がございまして。

処遇改善策は、おかげさまで、保育士さんの処遇改善ということで、具体化されておりますが、こういったものについても、実は私ども一時金ではなくて、定期昇給あるいはベースアップで対応したいと事業者としては思うのです。

しかしながら、事務的な煩雑性がありまして、例えば、雇用保険料の事業者負担分はどうなるのか。あるいは私どもですと、社会保険は私学共済になりますので、私学共済の事業者負担分の計算だとか、そういったことは通常の事業者は社労士さんに任せていたり、あるいは担当税理士さんに任せていたりということがありまして、明るくない事業主が多いのが実態でございまして。

そうしますと、どうしてもこの処遇改善は一時金に頼ってしまうのですね。

一時金ですと、所得的に実質的な所得は上がっているはずですが、やはり、その働いている方々1人1人にとっては、給与所得が上がったかどうか実感として湧かないということで、税金を投じている政府におかれましても、余り得策ではないのではないのかなと思うのですね。

ですから、有効活用されるためには、これが定昇なり、ベースアップに使われるというようなところに誘導していただけないものかなと、我々もそのために努力いたしますし、そのためには事務的な煩雑性を解くような何か工夫をいただけないかなということを1つの具体例としてお出しいたします。いずれにいたしましても、今後、新制度が事務的煩雑性を増していかないようにお願いしたいというところでございます。

結びに、今回、子ども・子育て本部といったものができるということで、今日お話がございました。私、平成17年度に文部・厚労の両省における総合施設モデル事業に始まり、平成18年度の認定こども園法ができたときに、認定こども園となりました。認定こども園

の運営については自負しておりましたが、し教育や保育の世界では、どちらかという素人のほうでございます。

その人間が、今回、各界で御活躍の方々と御一緒させていただきまして、制度の変わり目という大事なときにもものを申し上げることができるという機会をお与えいただいたことに感謝を申し上げます。

そして、私ども、全国認定こども園連絡協議会は、その当時からの仲間も多数おりまして、今でも認定こども園として頑張っております。あるいは認定こども園になろうと、目指している者もたくさんございます。

この人たちの声をなるべく反映したいと思ひまして、事務的な実務レベルのお話、枝葉のお話を多くさせていただいたことをお許しいただきたいと思ひます。

どうぞ、文科・厚労の両省の御協力のもと、新制度は子ども・子育て本部の調整力に今後もかかっていると思ひます。その調整力と両省の御協力を重ねてお願いいたしまして結びたいと思ひます。

どうもありがとうございました。

○無藤会長 ありがとうございました。

高橋委員、お願いします。

○高橋委員 ありがとうございます。

日本労働組合総連合会の高橋でございます。

まず、初めに、子ども・子育て新支援制度の施行に向けたこの国の取り組みとそれから取りまとめ状況についての御報告に敬意を表するところでございます。

とりわけ、3ページのところの自治体、事業者向けの説明会というところでは、この関係団体からの依頼に応じたというところに入りますが、連合としても、加盟組織や地方組織の担当者を集めた会議の場で、複数回にわたって職員を派遣していただき、大変ありがたかったと思ひます。

御講演いただいたことで、新制度に対する理解が非常に深まったということをつ捉えております。

この場をお借りいたしまして、お礼を申し上げます。ありがとうございました。

その上で、大きくちょっと4点について少し意見がございます。

10ページの個別課題への取り組みということで、参考資料1の保育士就職促進対策集中取組月間というところでの、こういった取り組みは、ぜひ積極的なお願いをしたいところでございます。

今回、処遇改善も一定前進をしたと受けとめておりまして、先ほど溜川委員もおっしゃったように、処遇改善というところでは、定期昇給も含めて、ずっと長く働き続けられるような措置ということがぜひ重要だということで、今後もそのベクトルを持ち続けながらやっていただきたいということを確認したいと思ひます。

2点目ですが、居宅訪問型保育事業に関する休憩の自由利用の適用除外というところで



すけれども、労政審のほうでは、私どものほうから、労働者側の意見としまして、そのことについては、しっかりここにも書いていただいたように、適切にとるとということについての意見を申し述べたところでございます。

しかしながらという答申がなされたわけですが、やはりその精神的・肉体的疲労の回復を図るということは、非常に私たちにとっては重要であり、また、職場環境の改善ということ等についても非常に重要だろうと思っておりますし、これを自由に利用させる必要があるということについては、これは基本だろうと思っております。

また、1対1での関係で、保育をするという特性がありますけれども、使用者が代替要因を確保するといったような、そういった措置をしていただければ、休憩時間を自由利用させるということについては、何ら支障がないものと思っております。

しかしながら、このように答申をされたということでございますので、自由時間がなくても、労働者が休憩とれるような労働法の法令の遵守の徹底ということをぜひよろしくお願いしたいと思います。

また、そういった法令遵守ができない場合には、指定取り消すというようなことも含めて、ぜひ検討をお願いしたいというところでございます。

それから、4点目ですけれども、放課後児童クラブの運営指針、取りまとめについては、非常にありがたいと思っておりますが、幾つかちょっと気になるところがございましたので、ぜひ意見を述べさせていただきます。

まず、9ページのところですけれども、障害のある子どもの受け入れの考え方ということで、1つ目の丸で、最後のところですが「希望がある場合には可能な限り受け入れに努める」と書いていますが「希望がある場合には」というところの表現とか「可能な限り受け入れに努める」というところでは、全ての子どもたちのこういった育ちというところでの放課後児童クラブを利用するというところでは、少しこの表現についてはちょっとひっかかりを思ったところでございます。

その後で、公平性とか、あるいは4つ目のところで放課後等デイサービス等と連携及び協力を図ると思っておりますが、この文章そのものというより、上からのつながりで読んだときに、受け入れに努めるけれども、最終的に受け入れられない場合には、放課後等デイサービスに委ねてもよいというような、そういった非常に消極的な印象を受けるわけでございます。

ですので、1つ目のところの障害のある子どもも、放課後児童クラブを利用する機会が確保されるための適切な配慮及び環境整備を行うよう努めるというような、そういう文言に、積極的な文言に変えていくべきではないかと思っております。

それから、11ページの職員体制のところですが、(2)についてですけれども、20人未満でかつ同一敷地内の別事業所にもう一人いる場合は、放課後児童支援員1人でよいと書かれているわけですが、例えば、災害が発生するといったようなことや、あるいは不審者が侵入してくるというようなそういった危機管理というところであれば、やはり、複数体制ということの意味は大きいのではないかなと思っておりますので、そこはやはり、常時

2人以上置くような、そういう方向ということを導くべきではないかと思えます。

それから、12ページのところでございまして、おおむね40人以下とするというところで、そしてまた、面積的には15ページでおおむね1.65㎡以上を確保するということが求められるとありますが、ここは、今回、子どもの発達過程を踏まえた育成支援ということが非常にしっかり強調されているわけですから、こういった条件の基準は、原則確保というような、そういうところを示した上で、改善に努めていくというような、そういう方向性を示すべきではないかなと思えます。

今のような要望、意見を述べさせていただきました。

しかしながら、ここは、今回、最低基準ではなく、標準仕様ということでの性格を明確化されたということについては、非常に評価をしているところでございます。

また、職員の処遇は、十分ではなく、今後、常勤化を進めるところであれば、処遇や職場改善の改善とか、あるいは職員の資格水準の引き上げ等を今後も努力をしていくべきだろうと思えます。

最後、4点目になりますけれども、点検・評価、資料2についてですけれども、このところでは、達成をしっかり評価をしていて、PDCAサイクルを回していくという非常に重要なところだと思っておりますし、この改善の中身についても、非常に賛成の方向ですが、その中の質の確保、向上というところで先ほども説明がございましたが、ぜひ、その中に、幼稚園教諭や保育士等の労働条件、職場環境の改善についての検証もぜひ入れていただきたいというところでございます。

それから、地方版の子ども・子育て会議については、国のような多様なステークホルダーがしっかりこのように合議制の中でいろいろな意見をして、そして一定方向が定まってきたというわけでございますし、そういうことについては、非常に意義があったと思っておりますが、地方版の子ども・子育て会議というのは、そうならないような、そういった会議体もでございます。

ですので、ぜひ、そういった会議体もさまざまな多様なステークホルダーが参画をしながら、予算の用途あるいは制度設計の検証もしっかりやっていくというようなところも含めて、いま一度、国のほうからその役割や構成、意義についての周知を地方自治体に対して行っていただきたいというところでございます。

以上、ちょっと長くなりましたが、私からの意見でございます。

いろいろの間ありがとうございました。

○無藤会長 ありがとうございました。

それでは、高尾委員、お願いいたします。

○高尾委員 2点ございます。

1点は、皆さん言われております待機児童解消加速化プランのことでございます。こちらは、2年前倒しをして、平成29年度末までに待機児童の解消を目指し、今後、21万人の受け皿を確保していくということでございますけれども、言うのは易しいですが、全力を

挙げて保育士の確保等を図っていかなければならず、いろいろな方法を考えていかなければいけないと思います。

それから、その中で、5つの柱、支援パッケージが書いておりますけれども、その中に事業所内保育施設への支援ということを書いていたのは、非常にありがたいと思っております。

2点目は点検・評価のところでございますが、一番最後の行で、適宜、利用者、事業者等に対するヒアリング、アンケート等を併用するということも考えられるという表現でございますけれども、ぜひこれは実施していただきたい。やはり、実際の生の声を聞いていただくということが大事だと思いますので、よろしく願いいたします。

○無藤会長 ありがとうございます。

それでは、次は、水嶋代理人ですか。どうぞ。

○水嶋代理人 家庭的保育全国連絡協議会の水嶋です。

子ども・子育て支援事業計画の達成状況の点検及び評価について意見を申し上げます。

家庭的保育事業については、10月ごろから各地の市町村の説明や、認可に向けての提出物が必要になるなど、家庭的保育者は、これまでにない大変な年度末を送っています。

その中で、保育者が非常に苦勞しているのが連携施設の確保と自園調理に向けての準備です。

全国の保育者と情報交換をしていますが、連携保育所については、これまでは市町村が確保した上でしてくれていたものが、個人で連携施設を探すようにと言われた市町村が非常に多く苦勞しています。

また、自園調理に向けての準備についても、特に居宅で保育をしている保育者にとっては、台所の改築など、ハード面でも苦勞があります。

ただし、全部の市町村がそうなったかという、そうでもありません。私は川崎市で保育をしているのですが、川崎市では、これまでも連携保育の体制を整備し、保育所との連携がうまく図れるように動いてくれていたので、その関係が継続できるように働きかけてくれました。

また、連携施設と同じお医者さんを家庭的保育の嘱託医にすることも市がやってくれました。

自園調理については、家庭的保育室への食材搬入の手立てや、自園調理開始に当たり、管理栄養士による実習など、保育者が不安に思うことを1つ1つ安心できるように市が働きかけてくれて、私たちはとても助かっております。

ほかの市町村でも、市町村がこれらのことに積極的に関与する仕組みとなることを期待しています。

4月以降の点検・評価ということについては「確保方策」とか、達成状況の点検のほかに、特に経過措置となっていることに関してですが、連携施設の確保であるとか、自園調理の進捗状況など、運用面での家庭的保育事業者の課題や問題点というところについても、

点検・評価の対象としていただきたいと思います。

以上です。

○無藤会長 ありがとうございます。

それでは、佐藤委員、お願いします。

○佐藤委員 全国保育協議会の佐藤です。

これまで、いろいろなことがありましたが、あと10日ちょっとで子ども・子育て支援新制度がスタートをします。関係者の方たちに、お礼を申し上げたいと思います。また、事務方のみなさまの多大な苦労があったと思います。

その上で、全ての子どもたちに保育が届けられていく可能性が広がったことについても、感謝を申し上げたいと思います。

まず、資料2のところの支援事業計画の達成状況の点検及び評価に関連して、幾つかの自治体の事業計画についてのパブリックコメントの内容をふまえて確認をしたい。

パブリックコメントで出されている内容で、確保方策として、例えば、保育所の認可定員の拡大や、私立幼稚園の認定こども園化の移行促進、あるいは地域型保育事業の拡大といったものが地方の市町村の計画になっていくとすれば、基本的な制度の方向と若干乖離したものがあるのではないか。

それから、以前もお話ししましたが、当初、ニーズ調査の中では、一般の市民には理解しづらかったであろう利用者支援について、具体的にどう展開していくのかが見えにくいなかで設問そのものが妥当だったのかどうかを点検していくようなことも、今後入れていただくことが必要なのかなと感じました。

それから、この全体の制度そのものの中で、これまでの御労苦については、とても感謝を申し上げますが、それぞれの法体系上では整理されていることが、法を飛び越えて幾つかの法をまとめてみたときに、未整理のものがたくさんあるような気がします。

それを新制度がスタートをした以降、ぜひ整理をしていただくことが私は必要だと思っています。

私たち保育所では子どもたちの育ちを支えるために、小学校へ保育所児童保育要録という、子どもの育ちを支えるための資料を提供します。保育所で育った子どもの姿をできればこのまま続けて支えてくださいという資料を出します。この保育所児童保育要録が、幼稚園では幼稚園幼児指導要録という名称の資料にあたります。そして新たな幼保連携型認定こども園では、幼保連携型認定こども園の園児指導要録がこれにあたります。

どの施設、どの事業を選ぶかが一切できない子どもたちの要録そのものが、複数の種類の資料の中で幼児、園児、児童と書き分けられています。この整理をできれば新制度がスタートした以降、ぜひ整理をしていただけるように、意見として述べさせていただきます。

以上です。

○無藤会長 ありがとうございます。

坂本委員、お願いします。

○坂本委員 ありがとうございます。全国保育サービス協会の坂本でございます。

居宅訪問型保育事業に関する休憩の自由利用の適用除外につきまして、今回、省令で決めていただいたということで、まことにありがたく思っております。

先ほど、高橋委員からお話ございました点については、私どもも十分にそのとおりだなと思うところがございます。

しかしながら、一方で、現在、居宅訪問型保育者が抱える課題解決の一助になるのがこの自由利用の適用除外でございますので、今後、新制度が施行されるに当たり、居宅訪問型保育事業の推進につながるものと強く思います。

さて、各自治体ですぐにこの居宅訪問型保育事業を導入するということところが少ないように思います。

今後は、地方版子ども・子育て会議が重視されるわけなのですが、この地方版の子育て会議に訪問型保育者が入っていないという自治体がほとんどです。ぜひともこの事業を推進させるためにも、私たちの声が届くように、国からも後押しをしていただけるようお願いしたいと思います。

2年間、大変ありがとうございました。

以上でございます。

○無藤会長 ありがとうございます。

坂崎委員、お願いします。

○坂崎委員 日本保育協会の坂崎です。

資料2の点検及び評価について。

質の向上の進捗状況につきましては、割愛をしますが、まず、最初の基本指針の点検及び評価のことにつきましては、制度設計、またそれにかかわる予算というものが基本でありましたし、またそれが最後に書かれております利用者の視点に立った指標を設定しということが第一義であるということ的前提条件に話をしていくことは当然と考えます。その上で、今回の場合におきましては、子ども・子育ての新制度にまだ幼稚園の多くが入っていないということも含めて、その進捗状況も含めた形での移行というものをどう考えていくのかということと、今までで言うと、幼稚園と保育所というものがほとんどであったわけですが、認定こども園もでき、また多くの事業者が入ってくるわけですから、多くの施設体系があるという中で、やはりその事業者のところにも視点を向けた形のもの、また、そこに勤めています労働にかかわるような条件を含めた、そのようなことも問題なのではないかと思えます。基本的には利用者、事業者ということの前に、子ども・子育てでありますので、利用者が前提になるわけですが、子育てをするという観点、子どもとか園児とかいう部分をきちんとどう捉えていくのかということについて考えていく必要があるのではないかと思えます。

制度設計や、それに係る予算が基本ですから、このように書かれるのが当然だと思いますが、事業者、特に子育てという部分についてどう考えるのかということについては、少

しお考えをくださればなと思います。又、認定こども園の評価に、多分、教育・保育要領等がかかわってくるのだと思いますし、それらがまた次の時代の保育所保育指針や幼稚園教育要領にもかかわってくると思いますので、そういうことも大切な評価の視点ではないかと思います。

もう一つは、質の向上キャリアアップのことにつきまして、今回、その改善をしていくわけでございますけれども、今回、この会議も大学関係者や保幼教の皆様方がおりますのでその関係者にもお願いをしたいと考えます。

1つはこれから先、幼稚園教諭、保育士、保育教諭ということがありますが、一律に同じようなことが例えば正しいかどうかということとは別にして、これから先、指導的な保育教諭みたいなものをつくっていくとか、いわゆる1級とか2級とかというのは、更に正しいかどうかわかりかねますが、そういうことによって、キャリアアップとか、給与も含めた形でレベルの高い保育の質、教育の質というものを上げられる仕組みというものを、逆に言うと、そういうことを大学、短大の世界の中からこちらのほうに持って来て、質につながっていくという仕組みを考えていくことが大きいのではないかと思います。

最後になりますけれども、今回のこの点検及び評価が余り時間をかけずに次の段階に進めるように進むことが大事なのではないかと考えます。

例えば、保育所で言うと、運営の細かい問題というものも含めて、今の小規模と分園の整理とか、また保育所型、幼稚園型の整理も含めてどうしていくのかということがあると思います。けれども、私たちが行わなければならないことは、この施策を進めるにおいて早急な改善を会議に結びつけて、次の残りの4,000億、いわゆる本当の意味で質を向上させていくこと、少子化を食い止めていくことも含めて、乳幼児期の世界に高い教育と保育の質を上げていくというところに焦点を向けていくことが大事でありますから、それらも含めてこの点検や評価ということにつながっていくことが大事なのではないかと思います。

雑多な話になりましたが終わります。

以上です。

○無藤会長 ありがとうございます。

榑原委員、お願いします。

○榑原委員 ありがとうございます。

新制度が混乱なく4月の施行を迎えられることを大変喜んでおります。

この2年間、事務局の皆さんの真摯かつ精力的なお仕事ぶりに感謝しておりますし、また同僚委員の皆さんと心を通わせ合いながら参画できたことにも感謝しています。

真ん中のテーブルにはついていないけれども、この長時間にわたる会議を熱心に傍聴し、伝える役割を担ってくださったこの会議室におられる全ての皆さんと貴重な体験ができたことも感謝しています。

その上で、これまでできるだけ絞り込んで意見を言わなければと思ったのですが、最後ですので、言いたいだけ7点ほど言わせていただきたいと思います。

ただ、お時間は余り占拠してはいけないので、主要な点は紙にまとめて提出をさせていただきました。

1点目です。全ての子が健やかに成長できる社会の実現へという理念を法律と基本指針できちんと掲げたということが私は本当に今回の取り組みの中において重要なことだったと高く評価しています。

ただ、新制度の施行にはこぎつけたものの、この目標の実現についてはまだ道半ばと認識しています。

さらに、また、その就学前の子どもたちのさまざまなサービスを超えて、少子化や人口減をどう止めるかということが、今、国家的な課題になっている。その点からも、この子ども・子育て会議が、今後、残された課題をより積極的に審議し、関係大臣に提案していく、そういう役割を担っていくことを希望します。

2点目です。質的改善について、モニタリングが必要であるという点です。資料2にありましたような達成状況の点検・評価とつながることではありますが、量的な拡大が比較的その把握、確認が容易であることに対し、質的改善については、まだまだその確認・評価する手法を日本では確立できていません。

この点については、例えば、この会議には秋田委員のような専門家もおられ、海外の知見も取り入れながら、日本としてどうやってその質の評価を行っていく仕組みをつくれるのかという検討を、別途、早急に進めていく必要があるのではないかと考えています。親たちは、量的な拡大を歓迎しつつ、どこでもいいから預けたらいいと思っているわけではない。一体新規に参入しておられるような新しい事業者の人たちをどう見分けたらいいのかということにおいて、大きな不安を抱いています。

子育てについて不安を抱いている親たちが、さらに新たな不安を抱いている。こういった不安を解消していくためにも、公的に全国できちんとした質改善を後押しするようなモニタリングというような仕組み、そして親たちの選択にきちんと資するというような仕組みを提供していく必要があると思います。

3点目です。3つ目に書かれていることですがけれども、妊娠期から含めた出産・育児に関する全国的な調査というものが圧倒的に日本では不足しています。

国のきちんとした調査は、私は10年前にあったものが恐らく最後ではないかと認識しています。新制度のスタートを機に、継続的に、戦略的に調査を実施していく必要があると考えます。調査研究や科学的なエビデンスが足りない中、効果的な施策の導入が迅速にできなかったり、必要な軌道修正がおくれたりというような不具合があると思っております。なので、新制度のスタートを機に、そういったような調査研究、エビデンスをつくりつつPDCAサイクルを回していく。こうした仕組みについても、新制度として、今後、取り組んでいっていただきたいと希望しています。

それから、保育の事故・調査についての取り組みについては、本当にこの会議で委員の意見を踏まえ取り組んでくださったことについて感謝しています。

ぜひ今後もいい仕組みをつくっていただくようよろしくお願いします。

5点目です。保育士の確保策について、保育課長のほうからも御指摘がありました。保育士の確保は、非常に重要なことですので、うまくいくようにと祈っているところではありますが、「近くに保育士資格を持っている人がいたら、ぜひ呼びかけてほしい」と言われたことを、実は何年も前からやっております。ところが、横浜において、潜在保育士になっていた方が、2、3年前に、横浜市呼びかけもあって、現場に戻られたのに、1年前に聞いたら、もうやめたと。どうしてかと聞くと、賃金ではないと。保育の現場が非常に流動化していて、親や子どもも流動化していて、こんな怖いところでは責任を持った仕事ができなくて怖くなったからやめたといい、今、経理のお仕事に入っているらしいです。大変もったいないと思っています。

横浜が取り組んでくれた量的な拡大の取り組みは大変意味があるもので、全国的に推進していく必要があると思いますが、やはり労働環境の質、保育のサービスの質を確保することは、保育士の離職を防ぐという意味でも大変重要だと。親たちの満足度とともに、保育士たちの仕事における満足度調査ということも必要ではないかと。それも考えて行く必要があるのではないかと思います。

それから、学童の点です。放課後児童クラブの運営指針をきちんとつくってくださってありがとうございました。

この短時間の間に、全国の皆さんが新制度の施行を前に、きちんとした指針をもとに取り組みに入っていけるということは、大変よかったと思います。

その上で、今後を見据えたリクエストです。

私自身、学童保育にお世話になり、かつ父母会の会長もしてきた体験から、小学校の子どもたち、とりわけ中学年、高学年の子どもたちにおいて、学習支援であるとか、多様な体験であるとかということが非常に重要で対象年齢が広がるなら、なおさらその点についても、今後、考える必要があると思います。

例えば、欧米においては、アフタースクールプログラムを学校内で行っている取り組みがありますが、保育を行うだけではなくて、学習支援であるとか、音楽、スポーツなど、さまざまないろいろな体験ができるようなプログラムが提供されていると聞きます。恐らく、日本の親子においても、そういったニーズがあるであろうと、そういったことをどう取り組んでいくのか、広げていけるのか、中学年、高学年になったら、学童はいいのだけれども、体験が足りないといって、塾や習い事をあちこちうろうろ子どもたちがしなくていいように社会で考える必要があるのではないかと。また、その学習支援ということは、貧困家庭の子どもたちの対策としても、極めて重要だと思います。

というのは、中学校、高校でドロップアウトしかけている子どもたちの支援に取り組まれている方たちにお話を伺うと、小学校4年生、5年生で算数が難しくなった段階から学習のドロップアウトが始まっていて、そこを支援なくそのまま通過したことで、中学、高校の不登校や中退につながっているということが指摘されています。



小学校の4年生、5年生での学習支援ということをもう少し学童保育の中でも意識を持って行っていく必要があるのではないかと考えており、今後の課題として、ぜひ踏まえていただけたらと思います。

最後です。内閣府で子ども・子育て本部が始動します。これは、これまでの大きな課題であった行政の中の推進体制を1本にまとめ、より連携できるような体制をつくっていただくという意味で、大きな前進であると評価していますが、内閣府というのは、御存じのとおり、総合調整官庁であり、こういったような実施事務を行っていくということについては、限界があるのではないかと考えています。ですので、本部は過渡的な措置と捉えて、今後、もう少し恒久的に子どもたちへのよりよい施策、政策を企画・立案・実施していくために、あるべき省庁の体制はどうであるかということも今後の検討課題にさせていただきたいと希望します。

2年間、本当にありがとうございました。

○無藤会長 ありがとうございます。

それでは、小室委員、お願いします。

○小室委員 ワーク・ライフバランスの小室です。

2年間、参加させていただきましてありがとうございました。

企業をコンサルする仕事をして、一番感じたことは、この待機児童の対策ということが打ち出されたことで、企業経営者の意識が大きく変わったと感じています。

今までは、あたかも政府の待機児童対策が進まないから女性活躍をやっても限界があるのだというような言いわけをずっとしてきたような企業さんも、対策が進んできているということを受けて、待っていても復帰できないのだからということではなく、復帰できるように政府も動いているのだからという形で、復帰できない人というような見方を今までにはしていたのが、女性を見る目が変わってきているという意味で、こういった待機児童対策が進んでいることと、企業の女性活躍の両輪が動いてきているということを仕事を通じて感じていて、すごい変化だなと思っています。

そういった上で、1点、資料の2にありました今後の点検及び評価というものの内容(例)の一番下の行のところに、子育て支援全般についての住民満足度というようなものを図っていくということが記載されていて、この方向性の1つだとは思いますが、ぜひ独身や子どもを持つことを悩んでいる夫婦が本当に子育て環境が改善してきていると感じているのかということ調査していただきたいと思っています。

そこに対して、改善してきていると感じているか、イエス、ノーというようなことを聞いていかないと、本当に今後に明るいというような意識が持てているかどうかというのがわからないという意味で、保育所の数をつくっていく、しっかりそれを整備していくことと同時に、それが実感を持ってこれから子どもを産む世代に響いて初めて少子化対策というところまでが通るところなので、それがぜひ今後の点検・評価というところで重視していただきたいというところ、若い人の不安感が解消されるというところにぜひ力を

入れていただきたいと思っております。

私事ですが、この委員をさせていただいている2年間に待機児童だった次男がこども園に入れましたし、長男はこの春に3年生になるので、確実に学童から出されると思っていたのですが、近隣に新しい学童ができて、そこが1階しかなかったフロアが5階ぶち抜きになってそこに入ることができるという、奇跡的に2人ともがしっかり安心した状況で見てもらえることになって、仕事にも打ち込めるという環境ができて、本当に一番実感していますというところで、皆様、本当にきょうこの会場にいらっしゃる全ての皆さんに感謝したいと思います。

これからもよろしく願いいたします。

以上です。

○無藤会長 ありがとうございます。

駒崎委員、お願いします。

○駒崎委員 全国小規模保育協議会理事長の駒崎です。

2年間、事務局の皆さんには、本当に忙しい中、制度設立に尽力してくださって本当にありがとうございます。

また、メディアの方々もある種地味なこの分野を一生懸命伝えてくださって、そして世論を動かしてくださって本当にありがとうございます。

私は、小規模保育協議会という立場から、今回、議論に参画させていただきました。おおむねこの小規模保育という制度、いい制度になったのではないかなと思っております。とても感謝しております。

また、居宅訪問型保育というものが創設されて、私どもの提案どおり、今、保育所から疎外されがちな重度の障害児や慢性疾患児、あるいはひとり親家庭の夜間に対して、きちんと公費が出るという仕組みをつくってくださったこと、これは大変ありがたいなと思っております。

提案した手前、サービスがなくてはいけないということで、この4月から障害児訪問保育アニーという仕組みを初めて、これまで保育園に入れなかった医療ケアのある子どもたちのお預かりというのを始めたいと思っております。

さて、今回、発言に関しては、紙を出させていただいてはいるのですが、ちょっと細かい部分になりますので、ぜひ事務局の方には1つ目と2つ目は読んでおいて、Q&Aの発令というものをお願いしたいと思っております。

3つ目に関してなのですが、実は、今、自治体さんとやりとりをしていく中で、かなり混乱がある状況になっています。

新制度、私は、この議論にずっと2年間かかわってきましたので、法の趣旨であるとか、さまざまところも理解しているのですが、自治体さんにとっては、何やら降ってきたというような感じで、3月になってこういう指針が示された、どうしようどうしようみたいな、4月からなのにと行って、では君たちも、事業者さんも3月10日に言うのも何だけれ

ども、4月1日までに人をそろえてくれみたいな。それでないと認可しないということも平気で言うてくる自治体担当者の方がいて、ちょっと待ってと。恐らく移行期間とかもあるだろうし、そこは、3月9日にQ&Aがあつて、それを1日までに何か事業者がしないと絶対だめということはないと思うので、しっかり子ども・子育て会議支援準備室さんに電話して、ここの担当者はこの人だから、それでちょっと落ち着いてくださいみたいなことを事業者の私たちがやっているという、そんな混乱が現場に見受けられているというような状況があります。

ですので、ちょっとお手数かもしれませんが、自治体の方々よ落ち着いてくださいというQ&Aをまた発令していただいて、ちょっと移行期間もあるから、事業者に4月1日に全てそろえろということ強制するような指導は控えてほしいということをお願いいただけると大変ありがたいと思います。結構混乱している状況ですので、私どもからもちゃんと行っていきますが、なかなかそれにも限界がありますので、そこら辺をぜひ御説明いただけたらと思っております。

今回のテーマであった質の改善をどうしていくかということなのですが、榊原委員の意見に全面的に賛成です。質のモニタリングの仕組みというものがないというのは、なかなか厳しい状況かなと思っております。

それで、この質の改善という部分なのですが、さまざまな指標があると思うので、それをこれから議論していけばいいと思うのですが、満足度調査というのは、1つの案だと思っております。

この満足度調査なのですが、実質的にお気をつけいただきたいのが、それぞれの自治体で、それぞれの質問項目が違うという形になると、自治体ごとの比較ができなくなりますので、できたら、厚労省のほうで一斉にランダムサンプリング調査でそれぞれの自治体の子育て満足度調査、子育て満足度偏差値ではないですが、出して、自治体ごとのランキングみたいなものがあるといいかなと思っております。

ここの自治体の保育の質はいいよと、ここの自治体の保育には結構みんな満足しているよということがきちんと出されること、そしてそれが例えば待機児童ゼロみたいなものとクロスされることによって、ああここは量もいいし、質もいいのだねということがわかるようになるのではないかなと思いますし、自治体を競わせることができるという部分があるのではないかなと思いますので、ぜひそうしたことを御一考いただければと思っております。

そして、この子ども・子育て会議、2年間やってきたものがきょうで一区切りをつくわけなのですが、ある種戦いは終わっていないというところがあるかと思っております。

というのも、この4月から制度が始まって、さまざまな制度のバグが出てくるのではないかなと思います。

今ですら、ただバグがあるので、始まってからはもっともつとあるのではないかと。そうなったときに、この自治体がこういうわけのわからないことを言うてみたいなこととい

うのが、どこにも吸い上げられないと、やはりバグはバグのまま修正されずに行ってしまうと。せっかくいい制度ができようとしているのに、自治体レベルでバグが多発して、何だこの制度となってしまうことを私は恐れています。

ですので、この会議を2カ月に1回とか、3カ月に1回とか、定例的にしていただきながら、そのバグにパッチを当てていくみたいな作業というものを1年目はできたらいいなと思っておるので、これで終わりとか、一安心ではなくて、ここからちょっと、製品は納入したので、バグをチェックしていきましょうみたいなフェーズに移っていただけたらと思っておりますので、ぜひよろしくお願いたしますということですね。

子ども・子育て新制度、2年間を経て、ローンチしようとしています、まだまだ課題がなくなったわけではないということを新たに再認識しなくてはいけないかなと思っております。大きくはやはり予算というものです。それが当初1兆円強ということだったのですけれども、7,000億、今は5,000億ということで、やはりもうちょっと必要なのではなからうかと思っております。なぜならば、子どもの課題、まだまだ解決しなければいけないものが多々あります。

例えば、先般、川崎市の中1殺人事件でもありました子どものソーシャルワークの欠如というものがあるのではなからうかなと思っております。

例えば、介護の分野ではケアマネがいます。生活保護の分野では生活保護のソーシャルワーカーがいます。病院にはメディカルソーシャルワーカーがいますが、しかしこの子どもの分野でソーシャルワーカーはいるのでしょうか。学校にはスクールカウンセラーやソーシャルワーカーがいるかもしれませんが、しかしこの地域ではそうした人というのはいません。なので、例えば虐待案件があったときに、児相しか窓口がないのです。今、実はそれこそ川崎市で虐待案件にかかわっているのですが、小児科医のお医者さんから明らかに虐待されている子どもがいて、顔の半分が腫れ上がっている子どもの報告を受けて、児童相談所に連絡しても「親に聞いてしていないというから、していないのではないですか」という返事が返ってくるありさまなのです。恐らく、児相の方も一生懸命やられていると思うのですが、マンパワー等々が不足して、即座に対応できる状況になっていない。そこで我々が顧問弁護士に相談して、弁護士から行って、ようやく動き始めてくれて、調査を再開して、何とか保護のところまで行くかもしれないという状況になっていたりということで、ああここに関係諸機関をつないでくれるソーシャルワーカーがいたらどんなによかったのになと本当に人の命にかかわる状況をむぎむぎと見過ごすような状況に、今、あるのだなと、そういうこと考えても、やはり地域にソーシャルワーカーが必要。そして利用者支援というものがそうしたものになっていくのか、あるいは新たなものが創設されるのか、そうしたものにはお金が必要であります。なので、これからも世論を盛り上げてきちんと予算をとっていただき、我々保育、子育て支援業界一丸となって、きちんと政府に対して意見を言うということが必要なのではなからうかな。それがひいては子どもの命を守ることになるのではないかと思っておりますので、これからも関係諸機関、そし

て関係諸団体との皆さんとは連帯しながら、子どもの環境をよくしていきたいと思っております。

どうもありがとうございました。

○無藤会長 ありがとうございました。

では、清原委員、お願いします。

○清原委員 ありがとうございます。

全国市長会三鷹市長の清原慶子です。

本日は、1点目、国の取り組みについて、2点目、自治体の取り組み状況について、3点目、2年間の総括について発言をさせていただきます。

まず、1点目、国の取り組みについてです。

この2年間、新制度の施行に向けて、数々の取りまとめをこの会議でしてまいりました。

私も、その重要性を認識して、この会議に最優先で出席してまいりましたがけれども、基準検討部会を含め、合計36回にも及ぶ会議でした。改めまして無藤会長を初めとする委員の皆様、そしてこの場で、あるいはネットワークを通じて傍聴していただき、いろいろ御意見をいただきました皆様に心から敬意を表し、感謝申し上げます。

そして、歴代担当大臣のもと、取りまとめに御尽力いただきました内閣府、厚生労働省、そして文部科学省の事務当局の歴代の担当の皆様には、文字どおり、寝食を忘れて、御努力をいただきましたことに感謝申し上げます。

本日は、新制度施行に向けた個別課題の取り組みについて御報告をいただきました。

まず、「事故の予防・再発防止」について申し上げます。

三鷹市の現場を預かる保育園担当課長も出席しております検討会での中間の取りまとめに続きまして、重大事故の事後的な検証のあり方など、残された論点について、議論が進められています。

この機会に、引き続き、徹底した議論をよろしく願いいたします。

次に、「保育士確保」について、3月を「保育士就職促進対策集中取組月間」としていただきまして、潜在的な保育士の掘り起こしを目指すということは、まことにタイムリーです。

難しい課題もありますけれども、実際、三鷹市でも、保育士の確保が厳しいという地域型保育事業者の声が届いておりまして、三鷹市としても、有資格者への打診など、後押しをしています。ぜひせつかく資格を持っていらっしゃる方の顕在化が課題です。

次に、「放課後児童クラブ運営指針案」については、柏女先生、本当にお忙しい中、取りまとめいただきまして、最低基準としてではなく、全国的な標準仕様という方向性を示していただいたことは、まさにとても大切なポイントだと思います。

障害児であるとか、あるいは配慮を必要とする子どもを含めてインクルージョンの考え方を打ち出していただいたことは、現場の自治体の感覚として、大変重要だと思い、共感しております。

さらに、学校及び地域との関係で「連携」について触れられています。三鷹市では、平成18年、2006年から「コミュニティ・スクールを基盤とする小中一貫教育」を推進していますが、学童保育所については、学童保育所ごとに、学校、学童関係者による「地域連絡会」を組織しています。

そして、地域連携を強化する取り組みを展開しています。

また、新1年生を念頭に置きまして、全小学校区において、幼保小連携の取り組みとして、幼稚園・保育園と小学校・学童保育所等との連携地区連絡会を設置しています。

これらの幼保小の連携事業というのが、ますます重要になってくると思います。

学校体験、学校給食体験、学童保育所体験などです。

次に時間が迫っておりますので、自治体の取り組み状況について、簡潔に報告をさせていただきます。

今、まさに、4月1日を前に、全国の自治体が準備に努めております。

特に、皆様から御指摘いただいた計画の点検・評価につきましては、三鷹市の場合は、三鷹市の子ども・子育て会議で、これまでの次世代育成支援推進協議会でしてまいりましたように、引き続き検証をすることとしています。

このように、地方版の子ども・子育て会議が計画づくりに貢献していただいたわけですから、これからは点検・検証に貢献をしていただくという方向性をぜひ強調していただければと思います。

なお、量的な評価というのは、相対的には私たちがなれておりますが、質の評価については、皆様の御指摘ですが、これから大学、研究機関等、子ども・子育て本部が連携して、さらなる研究が必要と思います。質的評価の指標づくりということが極めて重要で、これも多くの委員が御指摘ですが、恣意的な評価にならないように、子ども本位の質的評価の研究を自治体の現場と連携しながら進めていただくことを提案いたします。

最後に、3点目、「2年間の総括」について申し上げます。

私は全国市長会推薦の委員として、これまで子ども・子育て新システム検討会議の基本制度のワーキングチームにもかかわらせていただき、町村会、知事会の皆様と御一緒に現場とそして国と事業者、関係者の皆様総力を挙げて、国会で子ども・子育て支援を初めとする関連法案が制定される取り組みに参画することができました。この間、一貫して全国市長会、町村会、知事会の声も反映していただけてきましたこと、これはこれまでの制度づくりにおいて、重要な御反映だと思っておりますが、まさに現場は市町村でございます。

そして、都道府県の人材の研修とか、制度の健全な運営への支援がなければ、市町村だけでは頑張れません。

ですから、これからも国におかれましては、基礎自治体である市町村そして広域自治体である都道府県、さらにはきょうお集まりの子ども・子育て会議に連なる関係団体の皆様と子ども・子育て会議を通じて、一層の連携をお願いしたいと思います。

さて、私は今期で全国市長会推薦としての委員を退きます。新たな期に新たな市長が参

加をさせていただきます。これまで同様、僭越ですが、全国市長会の市長の声も、皆様と御一緒に受けとめ、反映して、よい制度の実践に向けて私たちのお立場にも御理解をいただければ、こんなにありがたいことはございません。

制度はつくっただけでは終わりません。

今日は担当大臣も来ていただいて、大変、ありがたく思いますが、魂を入れるのはまさに私たちの現場ですし、「子ども本位」ということを必ず忘れずに、保護者支援ももちろん大事ですが、子どもを中心とした制度であり続けるように今日お集まりの皆様、改めまして一層、さきほど駒崎さんおっしゃいましたけれども、「連帯」の気持ちを強めていただければと思います。

本当にありがとうございました。

これからもよろしくお願いします。

○無藤会長 ありがとうございました。

では、橋原委員、お願いします。

○橋原委員 全国私立保育園連盟の橋原です。

全国各地の自治体で行われていることとは存じますが、私の出身地であります北九州市におきましては、潜在保育士の掘り起こしはもとより、大学、短大、または保育専門学校等の学生を対象に、行政と私立保育園連盟とがタイアップをいたしまして、保育士の就職促進活動を行っております。しかし、なかなか思うような成果を上げることはできません。これまでの国の資料の中にも、出ておりましたが、就職をためらう意見として、給与が他企業に比べて低い。そして保育士としての責任と給与が合わない。また保護者との対人関係の構築が非常に難しいなどの理由がありました。

保育士養成課程を卒業しながら、保育士に就職することを断念して、一般企業に就職するということが、今の現実だとそのように私は捉えております。

このことから、国としても、いろいろ給与等の上昇にお考えをいただいていることは承知いたしておりますが、質の改善、とりわけ保育士の給与につきましては、喫緊の課題としますので、今後もより充実していただけるような施策を構築してくださるようお願い申し上げます。

また、このことが待機児童解消加速化プランに反映されることと信じて疑いません。

この2年間、この会議を通じまして、いろいろなことを学習させていただきましたことを感謝申し上げます。

ありがとうございました。

○無藤会長 ありがとうございました。

柏女委員、お願いします。

○柏女委員 淑徳大学の柏女です。

1点のみ意見を申し上げたいと思います。

今後、この子ども・子育て会議が第2ステージに入っていったら、特に点検評価にかかわ

ってPDCAサイクルを回していくに当たって、この子ども・子育て会議に社会的養護や障害児支援関係の方をぜひ参加をさせていただくように御配慮をお願いできないだろうかということ。まさにこの子ども・子育ての事業計画の中には、この社会的養護や障害児支援関係も必須記載事項として入っております。その進捗状況をしていく中に、やはり当事者の目でチェックをしていくという視点はぜひ必要ではないかと思えます。

重ねて、次にその進捗状況報告が、今後、行われていくかと思えますけれども、その中に社会的養護における家庭的養護や地域下の進捗状況ですとか、あるいは障害児支援の地域生活支援、それらの進捗状況についても、加えて進めていただければと思っております。

そのことを1点要望として出しておきたいと思えます。

2年間、ありがとうございました。

以上でございます。

○無藤会長 ありがとうございました。

それでは、杉本代理人。

○杉本代理人 ありがとうございます。

全国知事会の立場から時間もありませんので、手短かに申し上げたいと思えます。

この2年間、新制度の制度設計の議論の中で、事業の実施主体であります私ども地方自治体の意見に真摯に耳を傾けていただきまして、地域の実情に応じた柔軟な教育、保育サービスの提供が可能となるよう、御配慮いただきましたことを改めて感謝を申し上げたいと思えます。

特に、知事会として、何度もお願いしてまいりました財源の確保については、消費増税が先送りとなる中ではありましたけれども、大変な御尽力をいただきまして、当初、予定をされておりました所要額をしっかりと確保する形で予算案を仕上げさせていただきましたことに敬意を表したいと思えます。

引き続き、全ての改善事項の実施に必要となります1兆円超の財源確保についてもよろしくお願ひしたいと思えます。

それから、運用面なのですが、先ほど出ておりましたけれども、いよいよ来月から新制度がスタートをするということになるのですが、一般的に新しい制度という場合には、いろいろ想定外のことも起こると思えますが、その際には、これまでのように現場を担う我々地方の声にも耳を傾けていただき、見直しが必要になりましたら、速やかに御対応をお願ひしたいと思えます。

あわせて、今回、お示しをいただきました地方の事業計画にかかわる点検・評価手法につきましては、私ども自治体としても、しっかりとPDCAサイクルを回して、地方版の子ども・子育て会議を活用しながら、実態の把握・分析あるいは実効性のある対応策の検討に努めてまいりたいと考えております。

また、知事会としても、各県の子ども・子育て会議に集まる現場の声を今後も国にしっかりとお届けをしてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。



先ほど、駒崎委員からも、自治体に対する注文もたくさん出ておりましたけれども、こうした意見もしっかり受けとめて、円滑な制度運営に努めてまいりたいと思います。

ありがとうございました。

○無藤会長 ありがとうございました。

それでは、奥山委員、お願いします。

○奥山委員 子育てひろば全国連絡協議会、奥山でございます。

この委員会が始まった当初は、新しい未来が開けるのではないかという期待感と本当にうまくまとまるのだろうかという非常に不安な思いの両方の気持ちがありました。

そんな中で、もうあと10日ちょっとで新制度がスタートというところまでこぎつけたことに感慨深く感じているところです。

本当にここまで御尽力をいただきました政府の方々、事務局の皆さん、そしてこの委員会の皆さん全ての方に感謝申し上げたいと思います。

その上で、今回の法律が全ての子どもが健やかに成長できる社会の実現を目指すという意味で言いますと、私が日ごろから関わっている3歳未満の主に在宅の子育て家庭、こちらのほうが、まだ7割ぐらいございます。

そういったところに対応しておりますと、やはりまだ幼稚園、保育所に行くまでの間の支援、こういったものがとても重要だと感じております。

そういう意味では、この第2ステージで地域の子ども・子育て支援13事業をはじめ、13事業にも入っていない多くの事業ですとか、サービスですとか、活動、こういったものにも着目をしながら見ていく、支援体制も整えつつ、評価の指標にも盛り込んでいただきたいと感じております。

先ほど、駒崎委員のほうから、子どものソーシャルワークの視点の話がありました。

地域子育て支援拠点利用者の方は、が0～1歳の乳幼児の保護者の方が多いのですけれども、やはり、子ども本位に、子どもたちの育ちということを考えたときに、孤軍奮闘している、孤立無援の子育て家庭を応援する、保護者支援という点から、保護者も巻き込んで、子どもの育ちを考えていかなければいけないと感じております。

地域子育て支援拠点では、かなりこの15年の間に地域の関係機関との連携をはじめ、ファミリー・サポート・センター事業、一時預かり事業等々、多様な事業との連携において、子育て家庭を支援してまいりました。

今後は、その利用者支援事業という機会を活用して、さらに進化させていくということを期待されているとも思っております。

そういう意味では、在宅子育て家庭を身近に感じられる立場から発言させていただきますと、ぜひこの点検・評価のところでも、在宅家庭の声を聞いていただきたい、点検・評価の中では、ぜひ在宅子育て家庭の声を聞く機会も十分とっていただきたいと感じております。

最後に、このような大きな制度の変わり目に、このような委員の1人として末席に参加

させていただきましたことに深く感謝を申し上げて挨拶とさせていただきたいと思います。  
どうもありがとうございました。

○無藤会長 ありがとうございました。

それでは、内田委員、お願いします。

○内田委員 神奈川県秦野市の教育長、内田でございます。

最後ということですので、1点要望をしたいと思います。

先ほど来、質の向上という御意見が出ておりましたけれども、今回の制度の目的、質の高い幼児期の教育、保育の総合的な提供と、こういう面から実は特にその質向上の面で大事なことの1つとして、保育教諭の研修の充実ということを非常に思っております。継続的、安定的な研修体系を整えるということで、特に学校教育とのつながりの面からも、教育委員会として積極的に取り組んでいこうと、こうした考えを持っておるのですけれども、ぜひ、今後も国、文科省の必要なかわり、サポート支援、そうしたことをぜひお願いしたいということで要望いたします。

よろしく願いいたします。

○無藤会長 ありがとうございました。

それでは、岩城委員、お願いいたします。

○岩城委員 ありがとうございます。

全国国公立幼稚園長会、岩城でございます。

4月からの新制度のスタートと同時に、進捗状況の点検・評価について、取り組むという方向性が示されたこと、大変ありがたいと考えております。

また、この制度からお金が支出されない公立の施設においても、点検・評価の対象としていただくことは、この制度の全体計画を把握する上でも大変重要だと考えます。

今まで、多くの委員の皆様がお話くださったように、質の向上に関しては、職員配置などの公定価格で示されていることだけでははかれないと考えております。

教育内容が幼児期の発達に即した内容になっているのか、就学前の学校教育としての充実が図れているのかなど、どの施設においてもしっかりとされるのが、今回の制度改革の理念であると思います。

地域のさまざまな幼児教育施設が連携を図り、特に質の向上のために人材を育成していくという視点からも、研修の確保というのは大変重要です。

園内の研修だけにとどまらず、地域の施設で合同研修を行うなど、学び続けていかれる環境づくりが求められると考えます。

また、地域に幼児教育の研究拠点となるセンターを設けたり、若手を育てていくためにアドバイザー的な人材を配置するなどの取り組みも効果があると考えております。

ぜひ、そういった質の向上に向けて、評価が行われる仕組みを検討していただきたいと思います。

2年間、ありがとうございました。

○無藤会長 ありがとうございます。

稲見委員、お願いします。

○稲見委員 全国病児保育協議会の稲見でございます。

3点ございます。

1つは、これは急に出てきたと思うのですけれども、すぐすぐジャパンの資料の74ページ、母子保健型の利用者支援事業が本法に組み込まれたということは大変ありがたいと思っております。

今、若い保護者が不安にさいなまれて、孤立して産前産後の時期を過ごしております。それらが虐待の原因にもなっているわけですから、産前から産後に一貫した支援制度を実施していただきたいと思っております。

それからもう一つ、放課後クラブでは、障害児をインクルージョンするという考えということで、これも大変ありがたいことだと思います。

ただ、障害福祉のほうでやっているその放課後デイサービスとの連携ないし役割分担といたしますか、その辺が不明瞭であります。

私としては、多くの障害児を放課後クラブでお預かりできるような制度にしていだければと思っております。これはちょっとオフレコといたしますか、余り言いたくないのですが、障害福祉のほうでやっている放課後デイサービスというのは、保育、教育、医療以外の全く関係ない企業がたくさん参入してきております。何かちょっとその辺は不安ですね。これは確かに私たちが病院でもってリハビリをやる以上の収益があります。

ですから、これをもっと子ども・子育て会議のほうで、新制度のほうで取り組めたらなと考えております。

ですから、先ほど委員もおっしゃったように、この会議に障害福祉をやっている方、母子保健をやっている方に一緒に入っていて、いろいろな制度を進めていけばいいかなと思っております。

以上でございます。

○無藤会長 ありがとうございます。

では、秋田委員、お願いします。

○秋田委員 東京大学の秋田です。

36回という2年間の会議を運営するだけでも本当に大変なことだと思います。それを3府省、内閣府、文科省、厚労省が連携しやっただき、また予算においても、有村大臣をはじめ、本当に政府の皆様が協力して保障していただいたということをお大変ありがたく思っています。

また、それと同時に、各自治体それから事業者、それから国民への周知とともに、これから幼稚園教諭や保育士、保育教諭になる人たちを養成しております大学等の関係者がたくさん参加しております日本保育学会のほうでも何回か3府省の方がお越しくださって、周知のために御尽力をいただいたことを日本保育学会の会長といたしまして、心から感謝、

御礼を申し上げたいと思います。今後もそうした周知を続けていくということが若手のこれから保育者になっていく人たちが深く制度を理解していくことのためにも重要だと思っておりますので、今後もお願いをしたいと思っております。

今日の案件につきましてですが、まず、3点お話しをしたいと思います。

第1点でございますけれども、まず、保育士就職促進対策集中取組月間というようなことで、本当に良質の保育を行っていくためには、まさによい人材の確保というのは鍵でございます。ですので、そこについてこうした月間を設けていただき、御尽力をいただくということは、大変ありがたいと思います。と同時に、宮下委員等も言われましたが、保育士だけではなくて、幼稚園教諭、保育教諭、そうした方々もよき人材が確保されると同時に、私は確保と同時に、今後、次の会議等で考えなければいけないのは、定着、育成という段階をセットで考えていただかないとならないと思っております。

人材確保だけではなく、世界的に見ると、どこの国でも一緒にセットでやっているのは給与水準のアップです。保育士さんが離職しないよう給与的にもベースアップがきちんとなされていくような体系がとられることが大事だと思っております。また一方で、やはりキャリアラダーというのでしょうか、どう専門家としての成長の展望が見えていくのかが大事であると思っております。これから小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育等がそれぞれに、また保育所保育、こども園、幼稚園、それぞれの場でやはり専門性を高めていくということがどういうことなのかというようなことの展望をきちんとつくっていただき、それが本当に各施設に反映されていくような見取り図がつくられていくことが大事だと思っております。

私は文科省の中央教育審議会のほうで、教員養成部会のほうにも出させていただいておりますが、学び続ける教員像ということで、どちらかというと、小中高の先生方の現職の専門職化というようなことは、議論されるのです。けれども、そこでも幼稚園や認定こども園の教員というのは、むしろ余り十分に検討もされておられません。また保育士のほうは保育士のほうで今度どう専門職化していくのかという展望についての議論がございません。幾ら確保ということだけを、入口だけを強調しても、その後のやはり働き続ける、そういう意味では、私は離職低減とか、離職転職低減対策というのですか、減少対策を人材確保と一緒にセットで打っていただくことが大事であり、その1つがやはり展望が専門職として開けるということだと思っております。

そして2つ目としては、世界的な動向を見ると、保育士の確保と同時に、やはりミドルや園長とか施設長のマネジメントという、お金や実務対応能力だけではなく、リーダーシップが求められています。その園が働きがいのある園としていくためにはどうしたらいいのか、今までそのいわゆる経費等お金を扱うマネジメントの専門家ではありましたが、今後はやはり、子ども・子育てのビジョンを各施設や事業者が自治体とともにもっていくようなそういう研修の強化がセットになり、そして先ほど岩城委員も言われましたが、施設形態にかかわらず、乳幼児の保育、教育の質向上のコーディネーターというようなものが

必要になります。これら3つぐらいがセットにならない限り、幾らでも離職率が高いので、次々確保だけのための推進だけがなされるのでは、悪循環に陥るのではないかと考えています。ですので、こうした展望の中で、確保の促進もなされていくことがとても大事なことはないかと考えております。ですので、ぜひ、今回が最後ということで、次の今度の会議の中でこのあたりは御検討いただけないかと思います。それこそ本当に特定の省の中の審議会ではできないことをぜひこの3府省合同の場でお願いしたいというのがまず1点でございます。

それから2点目は、資料2のほうの達成状況の点検・評価についてであります。

私は、今回、参加型の勉強会ということをして省庁がやってくださって、ステークホルダーが実際に対話をする。それが十分に一番重要な評価の1つではないか。形だけ幾らアンケートで数値が出て、本当に生身の声が出て、理解を含め、対話していくということが1つは非常に重要なことであると考えております。

そして、先ほども出されていましたが、やはりグッドプラクティスというのか、日本は、私は世界的に見ても、それぞれの保育にかかわる人たちの誠心誠意な尽力で質が高いと信じております。このよいもの、グッドを卓越したエクセレンスにしていく、そのためにはどうしていったらいいのかということ、先ほど駒崎さんが自治体でと言われました。自治体でも大事ですし、施設でも大事ですし、そういうさまざまな形のあり方をやっていくということが評価につながっていく。

特に、先ほどから皆様も言われていました、清原委員もおっしゃっていました子どもに還るというところで、やはり子どもの育ちに関する評価が大事です。今日も実は資料2を見て、一番愕然としたのは、指標例というので、これが悪いと言っているのではありませんが、アウトカムが子育て支援全般の住民満足度になっています、私は繰り返し言ってきたのは、これは子ども・子育ての支援事業であって、子育て支援事業だけをやっていっているではありません。長期的な子どもの育ちというものに、国がお金をかけるのは、生涯にわたる社会をつくっていくための事業であるというところのはずであります。そのための、やはり、子どもの育ちにかかわる指標、そして施設の指標、自治体のポリシーの打ち方の指標、そして国のあり方というような、さまざまな次元での指標を、今後、すぐに即決でやるべきことと、長期的にやるべきことを組み合わせながら考えていっていただくということが大事であろうと考えております。

今回、特に奥山委員も言われましたが、私は0～2歳のところで、家庭で在宅子育てをしている家庭の支援部分について、十分な検討がまだまだであったと考えております。乳幼児の部分と1、2歳のあたりというのが幼児期につながる保育、教育の質として、限りあるということが世界的に乳幼児、乳児あたりがすごく大事です。単にケアをしているという託児ではなくて、そこから本当に養護と教育が一体的になっているところをやはり育ちとして指標や捉えていくことが大事と言われております。

そのあたり、また、経済的な困難層が増えていますが、この会議では十分な議論がまだ

まだできませんでした。

次には、今後、そうしたことに対する社会的養護やソーシャルワークをどうしていくのかという課題も含めて、議論をしていただくことが大事であろうと考えております。

このような場で、さまざまな観点の方が皆さんで心を1つにしてよりよい未来のために議論ができたことに厚く感謝、御礼を申し上げて終わりにさせていただきたいと思います。

どうもありがとうございます。

○無藤会長 ありがとうございます。

それでは、いいですか。御挨拶いただいて。

済みません。長くお待たせしてしまいまして。

○有村内閣府特命担当大臣 いえ、とんでもないです。

○無藤会長 では、有村大臣がいらっしゃるなので、御挨拶を頂戴したいと思います。お願いします。

○有村内閣府特命担当大臣 少子化対策担当大臣の有村治子でございます。

皆様、約2年間という限られた時間の中で、36回にわたり御議論をいただきまして、無藤会長を始め、本当に全国各地から各界、各地域あるいは各業界を代表される皆様の御協力をいただいてここまで進んでこられたことに、まず、感謝と心からの敬意を申し上げる次第でございます。

あと10日ほどで新制度の施行ということでございますが、この2年間の激動を顧みますと、ようやくここまで来れたというか、やっとスタートラインにこぎつけられたなど、先生方とともに私も感慨深いものがございます。

私は今、行政に入っており、今や身内になってしまうのですが、厚生労働省も文部科学省も内閣府のスタッフも、ときには財務省のスタッフの皆さんも、与党から大変厳しい罵声を浴びせられながらやってこられました。

皆さんの善意があってここまで来たことの重みとその生みの苦しみ、喜びを共有していることを本当にありがたく存じます。

先生方御案内のとおり、消費税の引き上げが延期されましたけれども、いわゆる受け入れ枠の量的拡充ということ、それから消費税10%を前提に財源を見込んでおりましたいわゆる質の向上ということ、現時点では、全てのメニューを確保する5,127億円が担保されている27年度予算案を出しております。

これから、先生方も異口同音に御指摘をいただきました、将来的に1兆超の財源確保に向けて、担当大臣としても、総理官邸を巻き込み、財務大臣を巻き込み、引き続き政治的な動きも強化していきたい、その過程を引き続きお見守りいただきたいとお願い申し上げます。

明日、少子化対策の指針となる新たな少子化社会対策大綱を閣議決定し、記者発表をさせていただきますスケジュールとなっております。

少子化に歯止めをかけるために、今後の5年間で少子化対策集中取組期間として、施策

を集中的に投入いたします。

例えば、今回、初めて出すことですが、多子世帯、1人よりも2人、2人よりも3人、3人よりも4人と多くのお子さんを授かって育ててくださっている方々への支援ということを明確に打ち出しています。そして、その多子世帯ということもかかわるのですが、第1子を早い段階で産みたいという人たちの希望が叶うようにということで、結婚段階からの支援、そして御指摘もありました産前産後のケアということも打ち出しています。結婚、妊娠、出産という、結婚段階から少子化対策は始まっているのだと、単に結婚している人の妊娠、出産からの支援ではないのだということを打ち出しているというのも今回のハイライトでございます。

そして、働き方改革、特に男性の意識、家庭内でもしっかりと貢献をしていただくことが、少子化対策や女性活躍、あるいは子どもの安全・安心につながるということを明確に打ち出しています。

その上で、地域の実情に応じた取組を強化するということを挙げています。

例えば、横浜の保育コンシェルジュ。私は行政改革の担当大臣でもありますが、これからは建物というハードに対する給付だけではなくて、どこに行けば私の家庭に一番的確なサービスや情報や支援が受けられるのかということ、結構なノウハウが要るようなことについてのソフト事業というのは、目には見えないけれども極めて重要であり、保育の需給調整において効果的な役割を果たすということで、切って切っての行政改革と思われがちなのですが、これは行政改革のほうからも高く評価しているところでございます。

そういう意味では、ソフト、ハード相まって、この分野のパイを広げていきたいと思っております。

納税者に対する説明責任ということが、この分野でも社会的に注目されていますが、効果検証のないばらまきということになると、納税者、主権者たる国民にも申し開きできません。

そういう意味では、先生方から異口同音に御指摘いただいたように、どのような効果検証の指標があるのか、その指標を追っていったところに本当に子どもの安全や幸せ、総体としての国家の幸せがあるのかということを見つめていかなければならないと思っております。

今、国会でも予算審議が、テレビ中継がなくても連日行われておりますけれども、改めて、担当大臣として、答弁席に総理や財務大臣と座らせていただいていることは、この分野が政治的にも、社会的にも極めて大きな注目を浴びていて、与野党で対立する話ではなくて、本当に丁々発止やっている、野党でもこの分野は大事だと、頑張れとおっしゃっていただく方が非常に多いということでございます。

逆に言えば、それだけ日本の将来を見据えて、危機感があるということの裏返しであろうとも思っております。

また、国内の社会的、政治的注目というだけではなくて、ここ数週間の動きを見まして

も、例えば、親日派の米国の国会議員が日本に視察に来られたときに、マイケル・グリーンさんが面会に来られました。あるいはニューズウィーク誌も取材に来られています。

一昨日には、フィンランドの元首相で、現在、OECDの事務方のナンバー2をされている方も私の大臣室に来てくださいました。大和証券、ゴールドマンサックスの内外の投資家に対して、日本は本当に変わるのかどうかということをお話ししました。今、申し上げた媒体あるいは他国、あるいは国際機関の方々が、異口同音に聞いてくるのが、プレスクールのチャイルドケアはどうなるのだということで、最初の質問がここになってくるというのは、大変ありがたいことですし、失敗は許されないとみずからに言い聞かせるような緊張を日々味わっております。

その内外が注目をしている日本の持続可能性という意味で、この分野を引き続きメインストリーム化していかなければならないと思っております。

また、この6カ月、大臣として担当させていただきましたけれども、やはり今回の新制度で、小規模保育や社会養護施設、家庭的保育あるいは在宅の子育て支援といった、なかなかメインストリームの声になり得なかった、そういう大事な層にも社会正義ということ掲げて、ちゃんと仲間に入れていける、光を当てていける、一緒に歩いていけるという体制に向けて、先生方の御苦労もあって、この2年間で急速に注目度が上がったことは、大変幸いなことだと思っております。

同時に、ここに代表を送れる業界やあるいは地域や運営主体の先生方の声をしっかりと受けとめつつ、ここに代表を送れないたくさんの方々の声にもしっかりと思いをいたして、声なき声をしっかりと聞いていくのも、この社会正義に応えていく大きな使命だろうと思っております。

柏女先生からの御指摘で、代表の層を広げるということも留意していきたいと思っております。

そして、そのような内外の注目が高まっていく中で、まさに日本の未来の歴史をつくり上げていく、その歴史的瞬間に私たちは立ち会っているし、その歴史をまさに重ね合っていく、そのスタートラインに立っているという思いを強くいたします。

改めてなのですが、4月1日以降が私は正直怖いと思っております。現下の保育士不足も解決できていますと言い切れるような状況ではございません。警戒をしております。

やはり、みんなで保育士不足ということも解消していかなければならないと思っておりますが、この6カ月で最大の私自身のレッスンは、保育園、幼稚園、認定こども園、また小規模保育、病後児あるいは在宅、社会養護といろいろな皆様がいらっしゃいます中で、大同団結することが一番パイをふやす、パイを最大化させるための本当に大きな原則だということ日々痛感しています。それぞれの団体の御要望もございませけれども、どうかそれは引き続きこの信頼関係の中で、ここでおっしゃっていただいて、省庁の皆さんもできる限り一生懸命課題解決をしたいと頑張ってくださいますので、その枠組みの中で問題解決を図っていくという信頼関係をさらに強固にしたいと思っている次第でございま



す。

駒崎さんがおっしゃったスクールソーシャルワーカーでございますが、来年度の予算を通していただければ、現在、ひとり親家庭とか、子どもの貧困とか、あるいは榊原委員がおっしゃった学校からのドロップアウト、社会からのドロップアウトということのを未然に防ぐ、あるいはその岐路にいる子どもたちにしっかりと寄り添うということで、スクールソーシャルワーカー、現在は全国に約1,500人いらっしゃいますけれども、今後、5年間で約1万人の配置を目指したいという予算の枠組みになっています。

でも、スクールソーシャルワーカーも、必ずしも学校現場で先生方にも受け入れられているわけではないので、そのスクールソーシャルワーカーの方々为本当に役に立てるように、彼らの処遇も上げて、彼らのステータスも社会的に入れていく、受け入れられるような体制をつくっていくということも、これは見えない大きな課題だなと思っている次第でございます。

最後になりますが、今回、現場の重篤な事故についても、それぞれの業界なり、単体で対応が行われていたものを、より顕在化させていく。それぞれの現場で子どもたちの死に至るような重篤な事故、あるいは危険があったということを実際に出していただいて、そして国がしっかりと把握して、子どもの安全ということにそのノウハウを生かし、再発防止策を講じる。また、全国津々浦々の現場に戻していけるように、つまり納税者、主権者に対する還元ができるように、子どもの安全を重層的に担保していくということも、やはり子を持つ親としても大きな関心事でございます。

そういう意味では、制度の構築だけではなくて、社会全体でこの分野を大きくして、子どもたちの安心・安全の基盤となる大きな礎を皆様とともに、至りませんけれども、精いっぱい頑張っていきますので、お力を引き続きいただきたいと思っております。

以上です。

本当にありがとうございました。

これからもどうぞよろしくお願いいたします。

○無藤会長 ありがとうございました。（拍手）

○長田参事官 それでは、済みません。多数御意見・御質問等といただきまして、ありがとうございました。

時間超過の中でございますので、ちょっと個別的なものにつきましては、個別的に対応させていただければと思いますが、大きくりなところで私のほうから2点ほど申し上げたいと思います。

まず、点検・評価の関係につきましては、大変多くの委員の皆様方から非常に示唆に富む御意見を頂戴しましてありがとうございます。

御意見をいろいろ拝聴している中で、今回、各自治体計画における評価というようなことのテーマ設定でございましたけれども、少し国として全体評価をすべきことと、それから自治体にその評価をお願いすべきことというのがやや混在している部分もあったかなと

いう印象もございまして、まずはそのあたりを交通整理したいということ。

それから、地方版会議につきましては、もともと法律上の位置づけとしましても、努力設置ということで、必置になっていないという状況がございます。そういった法律的な前提を認識した上で、また当然地方分権という中での自治体さんの御判断ということを尊重する中で、何をどこまで盛り込むのかということ、また、どのレベルのトーンでそれを求めていくのかということにつきましては、きょうの御意見を踏まえて、少し整理をさせていただければと思っております。

それから、私からもう一点でございますけれども、北條委員から御指摘をいただきました保育所の委託費の関係でございますけれども、委託費も含めまして、内閣府で予算を執行させていただきます。

ただ、資料の中ではちょっとその部分が明確に表現されておりませんでしたので、若干不備があると思っておりますので、その点はおわびをさせていただきまして、訂正の上、ホームページなどでは資料は公表させていただきたいと思っております。

○為石育成環境課長 放課後児童クラブの運営指針の関係でございます。

北條委員のほうから御質問がございました。

主体は厚生労働省でございます。

国の調査委託事業という形の中で委員会も設置しております。

この委託事業を受託しましたのがみずほ総研でございまして、それで事務局がみずほ総研という形になっています。

今後のことでございますが、このみずほ総研の報告書をもとにいたしまして、今、パブリックコメントをかけたというところで、意見が約400ぐらい出てきておるところで、これを整理いたしまして、基準を考える際の専門委員会に諮らせていただいて、成案にした上で国から年度内に数値を出すということにしております。

以上でございます。

○無藤会長 ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

それでは、最後になりますけれども、一言だけ御挨拶させていただきたいと思っております。

本当に皆様方おっしゃっていただきましたけれども、2年間、何より、有村大臣を先頭として政治家の皆様方、そして事務局の方々に多大な御尽力をいただいて、尽力を超えて私の感覚で言うと奮闘という感じなのですけれども、ともあれ、来年度4月から発足できるところにこぎつけたということで感謝申し上げます。

そして、また、委員の皆様方、個別にはいろいろな立場の中で、異論あるいは不満、まづい点いろいろ御指摘もいただいたし、あるいはこの場での発言を控えたけれども、いろいろあるのだろうと理解しておりますけれども、日本の子どもたちのために、ともあれ1歩、2歩踏み出すというところで御協力いただいたことを感謝申し上げたいと思っております。

そして、この場にはいらっしやらないですけれども、多分、きょうの動画その他をござ

んになる現場の方、自治体の方々に今後は大いに委ねるとともに、ある意味では私を含めておわびしなければいけないのは、議論が、たくさんの議題がありましたから、難しかったわけですが、いろいろな形で決定がおそくなってきたということで、結果的には現場、自治体の混乱というものがそのために生じたところもあります。

そういう意味で、申しわけないけれども、しかし同時に、これからはやはり現場、自治体の側で一生懸命やっていただく、それを国の会議あるいは委員、事務局がサポートするということかと思えます。

来年度になりますと、この会議も新たなメンバーで動くということでもありますけれども、幾つかの課題が残っております。また、委員の皆様方がおっしゃったように、これで終わるというよりは、さまざまな形の指標をとりながらも、改善をしていく中で、しっかりとしたものになっていくと思えます。

これからの5年間というものが、まさにこれから日本の子どもたちのためにこの制度が十分なものになっていくかどうかを決める時期になると思いますので、それについては次期に期待したいわけであります。

そして、これも何人かの方がおっしゃったように、例えば、28年度予算、そして、私どもが要望しているさらなる増額については、これは事務局あるいは大臣にもお願いし、我々としていろいろな形でサポートし努力していきたいと思えます。

ということで、いろいろな意味で皆様方の御協力を得られたことを改めて御礼申し上げます、

それでは、第23回子ども・子育て会議。

○長田参事官 ちょっと失礼します。

○無藤会長 ごめんなさい。

○長田参事官 済みません。時間が大幅に超過している中で恐縮でございます。

ちょっとお手元に分厚い資料を配付させていただいておりますけれども、1つはある意味これまでの集大成ということで、新制度に関する決定事項を盛り込んだ資料集ということでお配りをさせていただいております。内閣府のホームページにも掲載をしておりますので、いろいろな形で御活用いただければということと、同じ束になっておりますけれども、障害児支援の関係につきまして、新制度の体系の中でのこの障害児支援の位置づけ、そして障害児の専門施策との関連性みたいなことを紙でちょっと整理をして、自治体などにも共有をさせていただいておりますので、そういった資料についても参考に共有をさせていただいております。

○無藤会長 それでは「第23回子ども・子育て会議、第27回子ども・子育て会議基準検討部会合同会議」を終了いたします。

本当にどうもありがとうございました。（拍手）